難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業及び 難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 公募設置等指針

令和4年3月

大阪市

目 次

1	事	§業の概要 ······	1
		事業の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	事業の理念と目的-「進化し続ける史跡」を目指して- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(3)	国史跡の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(4)	都市計画公園難波宮跡公園 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
		事業方針	3
		事業内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
		公募等スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(8)	事業期間 (認定の有効期間) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(9)	留意事項 ······	10
2	本	事業に係る共通事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
		関連法規	10
		管理運営計画書等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
		事業評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	(4)	統括管理責任者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	(5)		11
	(6)	第三者への委託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(7)	管理運営に係る事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(8)	その他留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
3		ark-PFI事業に係る事項 ····································	12
		共通事項	12
		公募対象公園施設に係る事項	15
	(3)	特定公園施設に係る事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4		前部ブロック管理運営事業に係る事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(1)	職員の配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		魅力向上業務に係る事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		維持管理・情報発信業務に係る事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(4)	その他留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
5	禾	川益配分金に係る事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
6		 香査及び選定に関する事項	28
	(1)	公募の実施に関する事項等	28
		応募の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	(3)	応募に関するその他の留意事項	34
7	審	野査の方法及び手順 ······	34
	(1)	第一次審査(資格審査)	34

(2) 第二次審査 (プレゼンテーション審査) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
8 選定委員会の委員への接触禁止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
9 設置等予定者の決定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
10 選定結果の通知及び公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
11 公募設置等計画の認定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(1) 公募設置等計画の認定	37
(2) 認定公募設置等計画の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
12 契約の締結等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(1) 共通 ·····	38
(2) Park-PFI事業 ·····	38
(3) 南部ブロック管理運営事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
13 リスク分担等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(1) リスク分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(2) 損害賠償責任 ······	40
14 事業破綻時の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
15 担当	41

添付資料

〇別紙

- 2 難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 基本協定書(案)
- 3 難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 実施協定書(案)
- 4 難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 特定公園施設に関する建設・譲渡契約書(案)
- 5 難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 運営協定書(案)
- 6 難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 維持管理・情報発信業務に係る業務委託契約書(案)
- 7 難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 設計・施工仕様書
- 8 難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 管理運営仕様書
- 9 難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 電気設備維持管理仕様書
- 10 難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 維持管理・情報発信業務に係る業務委託仕様書
- 11 史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画(概要版)
- 12 史跡指定地における遺構状況図(参考)
- 13 北部ブロック (区域A) における埋蔵文化財発掘調査対象図 (参考)
- 14 特定公園施設の遺構表示に係る資料(参考)
- 15 公園施設設置管理許可制度における公園使用料の考え方について
- 16 イベント等催事における公園使用料の考え方について
- 17 公園施設安全管理要領

〇様式集

- 1 応募登録書
- 2-1 応募申請書(単独申請用)
- 2-2 応募申請書(連合体申請用)
- 3 委任状
- 4-1 誓約書(単独申請用)
- 4-2 誓約書(連合体申請用)
- 5 法人等の概要
- 6 役員名簿
- 7 財務状況表
- 8 社会保険等の加入の必要がないことについての申出書
- 9 都市公園又は都市公園に類似する施設の管理運営実績
- 10 主たる公募対象公園施設又はそれに類似する施設の管理運営実績
- 11 文化財の保存活用又は整備の計画に関する受注実績
- 12 協力法人通知書(設計業務)
- 13 文化財の保存活用又は整備の計画に関する受注実績(協力法人用)
- 14 協力法人通知書(整備工事)
- 15 計画調整局への確認事項

- 16 公募設置等計画
- 17 収支計画書
- 18 資金調達計画
- 19 特定公園施設の整備に係る費用内訳書
- 20 利益配分金の提案書
- 21 価格提案書
- 22 現地説明会参加申込書
- 23 質問書
- 24 応募登録・申請に対する辞退届

用語の定義

都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)について

Park-PFI 5						
1	平成29年の都市公園法の改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利					
]	用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益					
1	を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施					
	設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」					
	のこと。					
		Apr A (A) 5 The Control (A) 5				
		Total WIN AN				
	A A B B	収益を活用して整備				
	都市公園	O. Sale				
		共部分を一体的に整備				
	<u> </u>	会が方で一体的に発信				
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)				
		公的資金				
	新制度 民間資金	収益を充当 公的資金				
八草牡布八里拉凯		八草牡布八里佐乳」のこう。 始本庄				
	都市公園法第5条の2第1項に規定する「					
	売店等の公園施設であって、都市公園法第 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *					
	きる者を公募により決定することが、公園					
1						
	選定を図るとともに、都市公園の利用者の	利便の向上を図る上で特に有効である				
	と認められるもの。					
特定公園施設	と認められるもの。 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定	する「特定公園施設」のこと。公園管				
特定公園施設	と認められるもの。 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定 理者との契約に基づき、公募対象公園施設。	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が				
特定公園施設	と認められるもの。 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定 理者との契約に基づき、公募対象公園施設。 認定公募設置等計画に従い整備する、園路	する「特定公園施設」のこと。公園管 の設置又は管理を行うこととなる者が 、広場等の公園施設であって、公募対				
特定公園施設	と認められるもの。 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定 理者との契約に基づき、公募対象公園施設。 認定公募設置等計画に従い整備する、園路 象公園施設の周辺に設置することが都市2	する「特定公園施設」のこと。公園管 の設置又は管理を行うこととなる者が 、広場等の公園施設であって、公募対				
特定公園施設	と認められるもの。 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定 理者との契約に基づき、公募対象公園施設の 認定公募設置等計画に従い整備する、園路 象公園施設の周辺に設置することが都市公 与すると認められるもの。	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が 、広場等の公園施設であって、公募対 公園の利用者の利便の一層の向上に寄				
特定公園施設	と認められるもの。 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定 理者との契約に基づき、公募対象公園施設。 認定公募設置等計画に従い整備する、園路 象公園施設の周辺に設置することが都市公 与すると認められるもの。 Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が 、広場等の公園施設であって、公募対 公園の利用者の利便の一層の向上に寄				
特定公園施設 表	と認められるもの。 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定 理者との契約に基づき、公募対象公園施設。 認定公募設置等計画に従い整備する、園路 象公園施設の周辺に設置することが都市な 与すると認められるもの。 Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5 が各種募集条件等を定めたもの。	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が、広場等の公園施設であって、公募対公園の利用者の利便の一層の向上に寄 条の2の規定に基づき、地方公共団体				
特定公園施設 表	と認められるもの。都市公園法第5条の2第2項第5号に規定理者との契約に基づき、公募対象公園施設。認定公募設置等計画に従い整備する、園路象公園施設の周辺に設置することが都市公身すると認められるもの。Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5が各種募集条件等を定めたもの。都市公園法第5条の3の規定に基づき、Par	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が、広場等の公園施設であって、公募対公園の利用者の利便の一層の向上に寄 条の2の規定に基づき、地方公共団体				
特定公園施設	と認められるもの。都市公園法第5条の2第2項第5号に規定理者との契約に基づき、公募対象公園施設。認定公募設置等計画に従い整備する、園路象公園施設の周辺に設置することが都市公園を記められるもの。Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5が各種募集条件等を定めたもの。都市公園法第5条の3の規定に基づき、Par管理者に提出する計画。	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が、広場等の公園施設であって、公募対公園の利用者の利便の一層の向上に寄 条の2の規定に基づき、地方公共団体rk-PFIに応募する民間事業者等が公園				
特定公園施設	と認められるもの。都市公園法第5条の2第2項第5号に規定理者との契約に基づき、公募対象公園施設。認定公募設置等計画に従い整備する、園路象公園施設の周辺に設置することが都市全与すると認められるもの。Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5が各種募集条件等を定めたもの。都市公園法第5条の3の規定に基づき、Par管理者に提出する計画。	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が、広場等の公園施設であって、公募対公園の利用者の利便の一層の向上に寄 条の2の規定に基づき、地方公共団体rk-PFIに応募する民間事業者等が公園 られた公募設置等計画を提出した者				
特定公園施設	と認められるもの。都市公園法第5条の2第2項第5号に規定理者との契約に基づき、公募対象公園施設。認定公募設置等計画に従い整備する、園路象公園施設の周辺に設置することが都市公身すると認められるもの。Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5が各種募集条件等を定めたもの。都市公園法第5条の3の規定に基づき、Par管理者に提出する計画。審査・評価により、最も適切であると認め公園管理者(大阪市)が認定した公募設置	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が、広場等の公園施設であって、公募対公園の利用者の利便の一層の向上に寄 条の2の規定に基づき、地方公共団体 rk-PFIに応募する民間事業者等が公園 られた公募設置等計画を提出した者 等計画を提出した者				
特定公園施設	と認められるもの。都市公園法第5条の2第2項第5号に規定理者との契約に基づき、公募対象公園施設。認定公募設置等計画に従い整備する、園路象公園施設の周辺に設置することが都市全与すると認められるもの。Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5が各種募集条件等を定めたもの。都市公園法第5条の3の規定に基づき、Par管理者に提出する計画。	する「特定公園施設」のこと。公園管の設置又は管理を行うこととなる者が、広場等の公園施設であって、公募対公園の利用者の利便の一層の向上に寄 条の2の規定に基づき、地方公共団体 rk-PFIに応募する民間事業者等が公園 られた公募設置等計画を提出した者 等計画を提出した者 、公園管理者以外の者が都市公園に公				

都市公園法第5条第1項前段の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の 公園施設管理許可 公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。 (管理許可) 占用許可 都市公園法第6条第1項の規定により、公園に公園施設以外の物件を設けて公園 を占有することについて、公園管理者が与える許可。 大阪市中央区法円坂・馬場町・大手前一帯に広がる古代の宮殿遺跡であり、文化 難波宮跡 財保護法(昭和25年法律第214号)による、国史跡『難波宮跡附法円坂遺跡』(な にわのみやあと つけたり ほうえんざかいせき) 』又は周知の埋蔵文化財包蔵地 「難波宮跡(なにわのみやあと)」に当たる。5世紀の大型倉庫群である法円坂 遺跡を含む。 1 AURAN : O ** 80 大阪市場77·中 第17年度別程 E 西部ブロック

史跡区域

難波宮跡公園

都市公園法に基づく公園。難波宮跡公園は現在、大阪市中央区大手前4丁目の西部ブロックのみ開設。北部ブロック(同区馬場町)は、難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業に合わせ開設予定。

南部ブロック

南部ブロック (同区法円坂1丁目) は、長期的に整備予定。

ABHOGIE



1 事業の概要

(1) 事業の名称

この事業は、難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業(以下「Park-PFI事業」という。)及び 難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業(以下「南部ブロック管理運営事業」という。)(以下「本 事業」という。)とします。

(2) 事業の理念と目的 ―「進化し続ける史跡」を目指して―

難波宮跡は、我が国最初の本格的な中国式の宮殿遺跡として学術的に極めて重要な遺跡です。また、この一帯は古来より世界に開けた港である難波津を擁し、先進性と国際性にもすぐれた機能を持っており、わが国の外交に重要な位置を占めてきました。この先進性や国際性は現在まで受け継がれており、まさに都市大阪の出発点となってきました。

この宮殿遺跡は、昭和29年(1954年)の発掘調査開始以来、市民や研究者、大阪の財界人等の多大な努力によって守られてきました。大都市の中心部で、これほど広い面積の遺跡が保存された例は全国的にもなく、現在は都心部に保存された広がりのある貴重なオープンスペースとして、日常的な憩いの場となっています。

2050年には前期難波宮遷都から1400年を迎えることから、大阪府と大阪市では長期的に、上記の特性を持つ難波宮跡を日常的な公園利用者や国内外から訪れる観光客等にその重要性等を知っていただくとともに、多くの人が集い、交流する空間として活用していくことを目指しています。

この度、令和7年(2025年)に2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)(以下「万博」という。)が開催されることが決定し、世界へ大阪をアピールする絶好の機会が訪れることから、貴重な歴史遺産である難波宮跡を確実に未来へ伝えていく取組として、これまで未整備であった、難波宮跡の南部ブロックと北部ブロックのうち、北部ブロック(約2.3ha)について優先的に公園整備を実施し、併せて南部ブロックの魅力向上業務等も行い、難波宮跡一体で事業を進めていくこととしました。特に、北部ブロックの西側エリア(約0.9ha)は、史跡に指定されておらず、比較的整備内容の自由度が高いエリアであることから、大阪城公園、大阪歴史博物館、難波宮跡との連携空間として互いの魅力を高めあい、各施設へ誘導を図ります。また、周辺の上町台地や船場地域等一帯、さらには大阪府内への文化財をはじめとした歴史的な観光資源への回遊性も高めるための仕掛けづくりと、賑わいや楽しみを創り出し、かつ利用者に高い利便性と満足度を提供できる施設の整備を目指しています。これにより周辺施設との回遊性の向上効果を発現させ、また北部ブロックだけでなく南部ブロックと一体となった様々な取組を行うことで、難波宮跡への集客力を高め、国内外間わず多くの来訪者への知名度向上を目指すとともに、万博開催後もその知名度向上に向けた取組を持続させ、「進化し続ける史跡」を目指して、将来にわたって多くの人が集まり交流する空間に育てていく所存です。

上記のような公園整備等の実現に向けて、民間による実現性の高いアイディアやノウハウをご提 案いただき、新たな魅力創出を官民連携により取り組んでいきたいと考えております。

(3) 国史跡の概要

難波宮跡は、『日本書紀』に記された大化元年(645年)12月の難波遷都から長岡京遷都(784年)までの約150年間、首都あるいは副都として、我が国の古代史上に大きな役割を果たした宮殿の遺跡です。これまでの発掘調査により、下層が孝徳朝(7世紀)の難波長柄豊碕宮(前期難波宮、以下「前期」という。)、上層が聖武朝(8世紀)の難波宮(後期難波宮、以下「後期」という。)であることが明らかになっており、難波宮跡公園(北部ブロックの一部エリアを除く。)やその周辺も含め約14.5ha余が国の史跡(難波宮跡附法円坂遺跡。以下「国史跡」という。)に指定されています。また、平成29年(2017年)には、難波と飛鳥を結ぶ古道として、難波大道が堺市の大小路から奈良県葛城市

の長尾神社に至る竹内街道とともに日本遺産として登録され、難波宮跡はその起点にもなっています。

ア 史跡の重要性

昭和29年(1954年)以降、60年余りの継続した発掘調査により、難波宮跡が大阪のルーツともいうべき重要な遺跡であることが明らかになり、遺跡を発見した山根徳太郎氏を中心とした市民をあげての保存運動により、大阪市の中心部の広い範囲が保存されました。また、宮殿の中心部を東西に通る阪神高速道路は、当初高架で計画されていましたが、橋脚の基礎工事によりこの部分の遺構が壊れるのを防ぐことと、内裏・大極殿・朝堂院の視覚的な一体感を保つという全体景観の保存という観点の双方の理由により、道路は地表面を通して遺構の破壊を避けることとしました。市民や研究者、大阪の財界人等が協力してこの困難な遺跡保存を成し遂げた足跡は、大阪市民の誇りとすべきことです。

また、長期にわたる発掘調査により、難波宮は藤原宮や平城宮に先立つわが国で最初の本格的な宮殿であることが明らかとなっています。大化の改新と呼ばれる新しい政治が行われたこの地では、天皇が着座して重要な政務・儀式をおこなう大極殿と、その南側には朝堂院とよぶ官僚が政治をおこなう広大な施設がつくられ、天皇を中心とした古代国家の形成過程を知ることができます。また、難波地域は世界に開けた港である難波津を擁し、先進性と国際性にもすぐれた機能を持っていたことからその重要性は首都が奈良にある期間も維持され、わが国の外交に重要な位置を占めました。この先進性や国際性は現在まで受け継がれており、まさに都市大阪の出発点と言えます。

イ 直近の経過と現状

大阪市は昭和60年(1985年)に、難波宮跡と北側に隣接する大阪城公園を一体的に整備し、古代から中世、近世へと続く大阪の歴史を凝縮した歴史公園とする構想を公表しました。これに基づき、両者の間に位置するNHK大阪放送局を西側隣接地に移転し、あわせて同地に難波宮のサイトミュージアムであるとともに大阪の都市の歴史に焦点をあてた歴史系の総合博物館である大阪歴史博物館を建設しました。この大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間としての性格をもつ西部ブロックは、大阪城へのアクセス空間にもなっていることから、これらの利用者が憩える施設を設置し、同時に難波宮やその前身ともいえ、難波宮跡以前の難波の歴史を窺うことができる5世紀建物群の歴史を理解することができるような整備を行っています。一方、史跡指定地のうち、昭和46(1971)年から継続して環境整備事業を実施している南部ブロックは、昭和51(1976)年度までに大極殿院の整備が終了し、その後も引き続き朝堂院の遺構表示と、照明、給排水、便所等の設置、および周辺部の植樹等の整備を行い、一般の利用に供しています。南部ブロックは都心部に保存された広がりのあるオープンスペースとして貴重であり、日常的な憩いの場として、また、難波宮の歴史を追体験する場として利用されており、近隣の市町村から、小中学生の団体が大阪歴史博物館の見学と合わせて利用するケースも多く見られます。また、四天王寺ワッソや中央区民まつりなどの催事(特に春・秋期の休祭日を中心)に利用されています。

ウ課題

各ブロック間には上町筋や阪神高速道路(中央大通)があり、一体性の観点からは来訪者の利用や催事の妨げになっています。また、現地に史跡の重要性を示す解説板が少ない状況から、来訪者に遺構表示の意味や、遺構保存の足跡が理解されにくい状況となっています。このように、現状では市民に対しての難波宮跡の知名度は、奈良県の平城宮跡や藤原宮跡と比較して必ずしも高くありません。京都府の長岡宮跡や平安宮跡も、同様の時期から発掘調査が始まった宮殿遺跡ですが、史跡として保存できた空間はきわめて点的なものであり、それと比較して、史跡難波宮跡は都心部にありながらおよそ14.5haという広大な面積をまとまったかたちで保存できています。その史跡の重要性をもっと多くの来訪者に知ってもらうため、有効な普及啓発活動を図っていく必要があります。

(4) 都市計画公園難波宮跡公園

難波宮跡公園は、国史跡と一部重複する形で当初は、昭和49年(1974年)に約7.0haを歴史公園として都市計画決定をし、現在では約11.2haにまで区域を拡張してきました。昭和46年度(1971年度)以降、南部ブロックにおける大極殿院等の整備をはじめ、昭和60年(1985年)に大阪市会で公表された難波宮跡と大阪城公園を連続一体化した歴史公園とする方針に基づき、平成11·12年度(1999·2000年度)に西部ブロックの整備を行い、現在は、西部ブロックの1.1haを都市公園として開設しています。

○都市計画公園難波宮跡公園の概要

公園所在地 大阪市中央区法円坂1丁目、馬場町及び大手前4丁目地内			
都市公園の種類	歴史公園 史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする 公園		
都市計画公園	11. 2ha		
面積	(北部ブロック 約2.3ha、南部ブロック 約7.8ha、西部ブロック 約1.1ha)		
既開園面積	1.1ha (西部ブロック)		
Par-PFI事業	約2.3ha (北部ブロック)		
面積	※令和4年度中に開設手続きを予定		

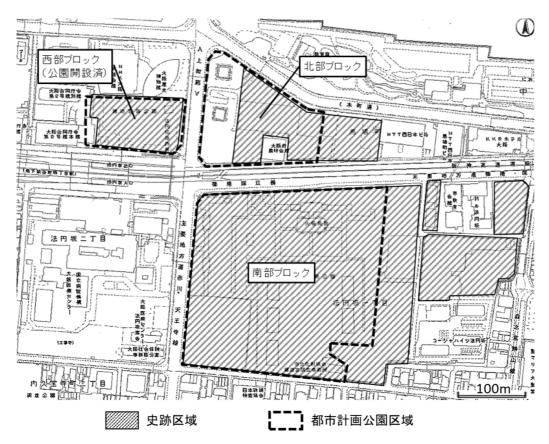


図-1 史跡難波宮跡附法円坂遺跡・都市計画公園 (難波宮跡公園) 区域図

(5) 事業方針

大阪市では、難波宮跡の保存活用及び整備について専門的な与件を得るため、学識経験者等で構成 する難波宮跡整備計画検討委員会議を設置し、同会議の指導のもと次の計画を策定(一部計画は大阪 府とともに策定)しています。本事業は両計画に必ず準拠して実施してください。 史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画 大阪市教育委員会 令和2年6月)

URL https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000508299.html 史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画 大阪府・大阪市 令和3年12月

URL https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000537939.html

上記計画のほか以下の関連計画等も踏まえ、本事業を実施してください。

新・大阪市緑の基本計画 大阪市 平成25年11月

URL https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000239835.html 大阪都市魅力創造戦略2025 大阪府・大阪市 令和3年3月

URL https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000531369.html 大阪市景観計画 大阪市 令和 2 年 3 月変更

URL https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000498760.html

(6) 事業内容

図-2に示す範囲において、Park-PFI事業と南部ブロック管理運営事業を実施してください。

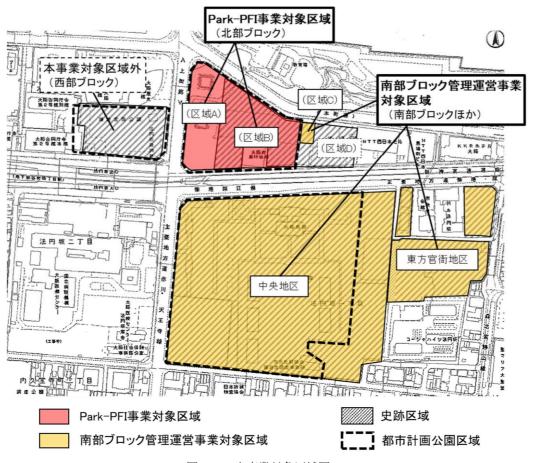


図-2 本事業対象区域図

注) Park-PFI事業の対象区域は、北部ブロックの区域Aと区域Bです。

北部ブロックの区域C (約1,000㎡) と区域Dは、法円坂北特定街区に指定されています。法 円坂北特定街区の概要は、次の参考URL (審議会の開催経過、令和2年度 令和3年2月12日 (金曜日) に開催した会議資料等) からご確認ください。

今後、区域Cと区域Dは本事業とは別に一体的に整備される予定ですが、区域Cは整備後、

南部ブロック管理運営事業の対象区域として管理運営を行うことになります。

参考URL https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004310.html

ア Park-PFI事業

北部ブロックにおいて、社会状況の変化に伴う多様なニーズに対応した公園整備及び管理運営を行うため、都市公園法に定める公募設置管理制度を活用し、次の整備や管理運営等を行ってください。なお、当該制度を活用することにより、難波宮跡公園の魅力向上及び、公募対象公園施設による収益を還元し、特定公園施設の整備に係る大阪市の負担低減及び本事業対象地の高質な管理運営に努めてください。

- ① 公募対象公園施設の整備及び管理運営【必須提案】
- ② 特定公園施設の整備及び管理運営【必須提案】

なお、利便増進施設(自転車駐車場及び地域における催しに関する情報を提供するための看板及 び広告塔)の提案をすることはできません。

(7) 事業対象地

事業対象地は、北部ブロックの区域A(約0.9ha)と区域B(約1.4ha)です。なお、区域Aは駐車場利用されていたことから現状、アスファルト舗装です。区域Bは現状、裸地となっていますが、天皇の住まいであった内裏がおかれ、その周囲を外界と区別する回廊や門などがあったことが発掘調査により確認されています。

用途地域	商業地域
建蔽率	80% ※都市公園法令に基づく建蔽率は別途
容積率	600%
防火地域	防火地域
その他	区域A及び区域Bの一部:埋蔵文化財包蔵地
-C V / TILL	区域Bの一部:国史跡(難波宮跡附法円坂遺跡)

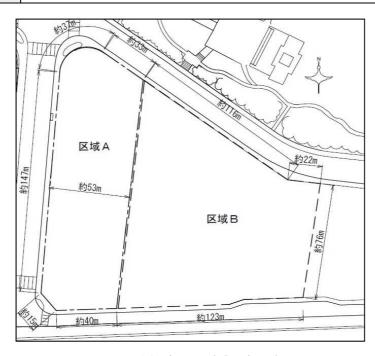


図-3 北部ブロック事業対象区域図

(イ) 費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園施設	特定公園施設
施設所有		認定計画提出者	大阪市
設	施工者	認定計画提出者	認定計画提出者
設計整備等	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者と大阪市
備	許可等	認定計画提出者が大阪市から設置	協定を締結し認定計画提出者が整
等		又は占用許可を受けて整備	備
	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者
管理			認定計画提出者が大阪市から管理
運	星 許可等	 認定計画提出者が大阪市から設置	許可を受けて管理運営
等		許可等 又は占用許可を受けて管理運営	魅力向上業務を実施する場合は、認
			定計画提出者が大阪市から行為許
			可又は占用許可を受けて実施

(ウ) 事業の流れ

① 設置等予定者の選定

大阪市では、都市公園法第5条の4各項に基づき、応募者が提出した公募設置等計画について審査し、設置等予定者を選定します。

② 覚書の締結

大阪市と設置等予定者は、本事業の円滑な実施のため、本事業に関する基本的な事項を定めた「覚書」を締結します。

③ 基本協定の締結

大阪市と設置等予定者は、Park-PFI事業の円滑な実施のため、Park-PFI事業に関する実施協定を締結するまでの基本的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募設置等計画の認定

大阪市では、都市公園法第5条の5第1項に基づき設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、同条第2項に基づき当該認定をした日及び認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

⑤ 実施協定の締結

大阪市と認定計画提出者は、認定公募設置等計画に基づき協議の上、Park-PFI事業の実施条件や認定計画提出者の権利・義務を定めた「実施協定」を締結します。

⑥ 特定公園施設に係る建設・譲渡契約の締結

大阪市と認定計画提出者は、認定公募設置等計画に基づき協議の上、特定公園施設の譲渡の 対価や支払い条件等を定めた「特定公園施設に係る建設・譲渡契約」を締結します。

⑦ 公募対象公園施設の整備、管理運営

認定計画提出者には、大阪市から都市公園法第5条第1項前段に基づく設置許可を受け、公募対象公園施設の整備工事及び管理運営を行っていただきます。また、公募対象公園施設に付随し都市公園法第7条に規定する占用物件を設置する場合は、大阪市から同条に基づく占用許可を受け、設置及び維持管理を行っていただきます。なお、大阪市に対し公募設置等計画に定める設置許可使用料又は大阪市公園条例(昭和52年条例第29号。以下「公園条例」という。)に定める占用許可使用料の納付が必要です。

⑧ 特定公園施設の設計・整備、市への譲渡、管理運営

認定計画提出者には、一旦、認定計画提出者の負担において特定公園施設に係る設計業務及び整備工事を実施していただき、設計業務又は整備工事完了後、大阪市が費用の一部を負担します。大阪市は、整備工事の完了をもって特定公園施設を取得しますが、認定計画提出者には、特定公園施設の引渡しに合わせ大阪市から都市公園法第5条第1項前段に基づく管理許可を受け、特定公園施設の管理運営を行っていただきます。なお、大阪市に対し管理許可使用料の納付は、免除します。

また、認定計画提出者には、公園条例第4条第1項に基づく行為許可又は都市公園法第6条第1項に基づく占用許可を受け、魅力向上業務を実施していただきます。なお、大阪市に対し公園条例に定める、行為許可使用料又は占用許可使用料の納付が必要です。

イ 南部ブロック管理運営事業

南部ブロック等において、国史跡の知名度向上を目的とした事業と維持管理及び情報発信を行ってください。なお、当該事業の開始時期は令和5年度からを予定しています。

- ① 魅力向上業務【必須提案】
- ② 維持管理·情報発信業務【必須提案】

(7) 事業対象地

① 魅力向上業務対象地:約9.7ha(令和5年度現在)

魅力向上業務対象地は図-4のとおりです。上記対象地のうち、北部ブロックの対象地(図-2に示す区域C)は、令和7年度以降、活用することができます。

※魅力向上業務対象地面積(約9.7ha)には、大阪市文化財協会の敷地(法円坂1丁目22番地1,566,71㎡)を含んでいますが、当該業務対象地からは除きます。また今後、大阪市文化財協会の敷地並びに東方官衙地区の発掘調査等の進捗状況をうけ、認定計画提出者と協議の上、業務対象区域を拡張する場合があります。

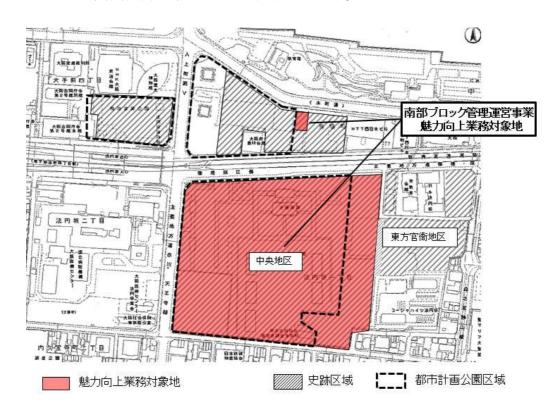


図-4 南部ブロック魅力向上業務対象地

② 維持管理·情報発信業務対象地:約11.7ha

維持管理の対象地は、図-2 本事業対象区域図の「南部ブロック(南部ブロック管理運営 事業対象区域)」のとおりです。

情報発信業務は、北部ブロックや西部ブロックも含め、難波宮跡全体を対象とします。

※維持管理・情報発信業務対象地面積(約11.7ha)には、大阪市文化財協会の敷地(法円坂 1丁目22番地 1,566,71㎡)を含んでいますが、業務対象地からは除きます。また、今 後、大阪市文化財協会の敷地並びに東方官衙地区の発掘調査等により、業務対象区域を変 更する場合があります。

(イ) 費用負担及び役割分担

項目		魅力向上業務	維持管理・情報発信業務	
運管	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	
運管理	費用負担	認定計画提出者	大阪市	

(ウ) 事業の流れ

① 設置等予定者の選定

大阪市では、Park-PFI事業における設置等予定者の選定と合わせ、応募者が提出した南部 ブロック管理運営計画について審査し、設置等予定者を選定します。なお、設置等予定者 は、Park-PFI事業における公募設置等計画の認定後は、認定計画提出者となります。

② 覚書の締結(再掲)

大阪市と設置等予定者は、本事業の円滑な実施のため、本事業に関する基本的な事項を定めた「覚書」を締結します。

③ 運営協定の締結

大阪市と認定計画提出者は、南部ブロック魅力向上業務の実施条件等を定めた「運営協定」を締結します。認定計画提出者には、魅力向上業務を実施していただきます。

④ 業務委託契約の締結

大阪市と認定計画提出者は、南部ブロック維持管理・情報発信業務の実施条件等を定めた「業務委託契約」を毎年度締結します。なお、大阪市は維持管理・情報発信業務の実施にあたり費用を負担します。

(7) 公募等スケジュール

ア 公募スケジュール

事 項	日時		
公募設置等指針の公示	令和4年3月3日(木)~6月3日(金)		
現場説明会参加申込期限	令和4年3月9日(水) 17:00まで		
現地説明会	令和4年3月16日(水)		
応募登録	令和4年3月22日(火)~3月25日(金)		
質問書受付	令和4年3月29日(火)~3月31日(木) 17:00まで		
質問書最終回答期限	令和4年4月20日(水)		
公募設置等計画の受付	令和4年6月2日(木)から6月3日(金) 17:00まで		
公募設置等計画の評価・設置等予定者	令和4年7月(予定)		
の選定			
設置等予定者の選定結果通知	令和4年7月(予定)		

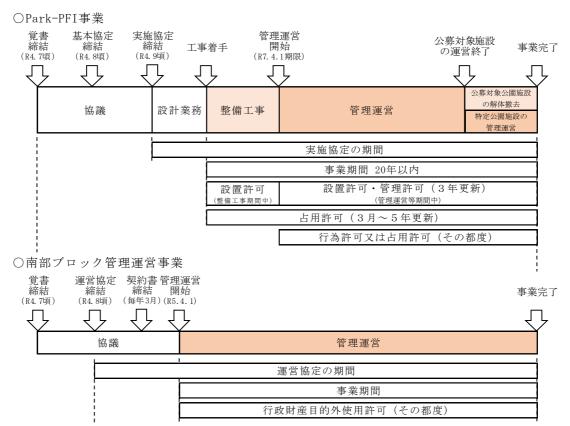
イ 事業スケジュール (予定)

事 項	日時
覚書の締結	令和4年7月
基本協定の締結 ※Park-PFI事業	令和4年8月
公募設置等計画の認定	令和4年8月
運営協定の締結 ※南部ブロック管理運営事業	令和4年8月
実施協定の締結 ※Park-PFI事業	令和4年9月
建設譲渡契約の締結 ※Park-PFI事業	令和4年10月
認定計画提出者による設計、整備工事 ※Park-PFI事業	令和4~6年度
業務委託契約の締結 ※南部ブロック管理運営事業	前事業年度の3月
認定計画提出者による南部ブロック管理運営事業の開始	令和5年度から
北部ブロックの供用開始	令和7年4月1日期限
事業終了	公募対象公園施設の
	当初の設置許可日から20年間以内

(8) 事業期間 (認定の有効期間)

Park-PFI事業の事業期間(認定公募設置等計画の有効期間)は、公募対象公園施設の工事着手日(当初の、設置許可又は占用許可の許可日。以下同じ。)を始期日とし、15年間から20年間の期間内とし、応募者からの提案のあった期間とします。上記事業(認定)の有効期間には、公募対象公園施設等の整備工事並びに事業終了前の撤去工事及び現状復旧に要する期間を含むものとします。また、南部ブロック管理運営事業の事業期間は、始期日を令和5年4月1日からとし、終了日はPark-PFI事業の終了日と原則合わすこととします。

なお、いずれの事業の終了日の詳細については、大阪市と協議の上決定することとします。



(9) 留意事項

応募登録において、応募登録書の提出がなければ公募を取りやめます。

本事業は、大阪府議会(令和4年2月定例会)及び大阪市会(令和4年2・3月市会(定例会))(以下「議会」という。)での一般会計予算の成立を前提に事業化される停止条件付事業です。予算案の議会議決前に公募を行いますが、上記予算の成立をみなければ、公募を取りやめ、いかなる効力も発生しないこととします。Park-PFI事業の整備費にかかる大阪市の負担額(国からの交付金及び大阪府からの補助金を含む。)の確保ができない場合、特定公園施設の整備内容について見直し予算の範囲内で実施することとします。また、南部ブロック管理運営事業の維持管理・情報発信費用について、大阪市が当該費用の確保ができない場合、南部ブロックの維持管理の水準を見直し予算の範囲内で実施することとします。

なお、これらのことにより応募者に損失が生じても、大阪府と大阪市はその損失を補償しません。 また、応募者は大阪府と大阪市に対し、一切の損失の補償を請求しないこととします。

2 本事業に係る共通事項

難波宮跡は、我が国最初の本格的な中国式の宮殿跡として学術的にも極めて重要で、遺跡保存の歴史のうえでも特筆すべき遺跡です。また、古来より世界に開けた港である難波津を擁し、先進性と国際性にもすぐれた機能を持っており、わが国の外交に重要な位置を占めてきました。本事業の計画及び実施にあたっては、未来に伝えるべき貴重な歴史遺産である宮殿(地下)遺構の保存に十分留意したうえで、遺跡の重要性やこの地が持つ先進性、国際性を捉えた提案としてください。

(1) 関連法規

本事業の実施にあたっては、次の法令等の規定を順守してください。

- ・ 都市公園法、都市計画法、文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建設業法、建築基準法、建築物の耐 震改修の促進に関する法律、道路法、道路交通法、駐車場法、電気事業法、電気工事士法、大 規模小売店舗立地法、消防法、下水道法、水道法、ガス事業法、電波法、建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、水質汚濁防止法、土壌 汚染対策法、大気汚染防止法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、個人情報の 保護に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、食品衛生法、建築物における 衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、家電リサイクル法、そ の他関連法規
- ・ 大阪市みどりのまちづくり条例、公園条例、大阪市都市景観条例、大阪市屋外広告物条例、大阪市自転車駐輪場の附置等に関する条例、建築物における駐車施設の附置等に関する条例(大阪市)、大阪府生活環境の保全に関する条例、大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準(大阪市)、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱、大阪市暴力団排除条例、大阪市個人情報保護条例、大阪市情報公開条例、大阪市防災・減災条例、その他関連条例
- 土木工事共通仕様書(大阪市建設局)、公園工事標準図面集(大阪市建設局)、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)、都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(国土交通省)、公共用緑化樹木等の品質寸法規格基準(案)第5次改訂(国土交通省)、公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)、電気設備工事標準仕様書(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)、機械設備工事標準仕様書(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)、その他関連仕様

(2) 管理運営計画書等

ア 管理運営計画書

認定計画提出者は、各本事業施設の管理運営にあたり、毎事業年度、本事業ごとに、事業方針や管理運営体制、維持管理の水準、魅力向上業務の計画などを記した管理運営計画書を作成し、前事業年度の2月末日(Park-PFI事業における初回の提出は、当該施設の供用開始の2か月前)までに大阪市に提出し、大阪市の承認を得てください。なお、次期事業年度の管理運営計画書の作成にあたっては、イ改善計画書の内容を反映してください。

イ 改善計画書

認定計画提出者は、毎事業年度、本事業ごとの管理運営の実績に基づく検証を踏まえ、その課題解決に向けた改善計画書を本事業ごとに作成し、各事業年度の12月末日までに大阪市に提出し、大阪市の確認を受けてください。

ウ業務報告書

認定計画提出者は、本事業の管理運営について、毎事業年度、本事業ごとの年度業務報告書を 作成し、毎事業年度終了後2月以内に大阪市に提出し、大阪市の確認を受けてください。

(3) 事業評価

大阪市は、3(2)エ(7)の公募対象公園施設の設置許可、及び3(3)オ(7)の特定公園施設の管理許可の 更新に先立ち、本事業の管理運営について適切に行われ、本事業の事業目的が実現されているか等に ついて(2)ウ業務報告書を基に、大阪市が別途設置する外部有識者会議において評価します。なお、当 初の事業評価は令和8年度までの業務報告書を基に令和9年中に実施し、以降は3年毎に実施します。 大阪市は評価にあたり、業務報告書とは別に、随時、管理運営の状況についての資料を求め、また、 施設内(公募対象公園施設を含む。)に立入り確認をする場合があります。その場合、認定計画提出 者は協力してください。評価の結果、適正に管理運営が実施されていないと大阪市が判断した場合、 大阪市は、上記の各許可の更新を行わない場合があります。

(4) 統括管理責任者

認定計画提出者は、本事業を一元的に統括管理する統括管理責任者を定め、大阪市に通知してください。統括管理責任者は、次の実績を有する者とし、認定計画提出者(団体の場合は代表構成員)の正規職員とします。なお、統括管理責任者は、Park-PFI事業に係る特定公園施設の業務責任者と兼務することができます。

・ 都市公園又は都市公園に類する施設のマネジメント実績を1年以上有する者

(5) 会計について

Park-PFI事業の収支は、公募対象公園施設の管理運営と特定公園施設の管理運営に通帳を分け、また南部ブロック管理運営事業の収支は、魅力向上業務と維持管理・情報発信業務に通帳を分け、それぞれの事業、施設又は業務ごとに会計の管理をしてください。

特定公園施設の管理運営は、公募対象公園施設の収益で行っていただきます。また、公募対象公園施設の収益は、南部ブロック管理運営事業のうち魅力向上業務に限り支出、計上することができます。なお、南部ブロック管理運営事業のうち維持管理・情報発信業務費へ、Park-PFI事業又はその他の業務から支出、充当することはできません。

(6) 第三者への委託

- ・ 認定計画提出者は、本事業の全部を一括して第三者に委託することはできません。本事業の一部 を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委 託する場合、大阪市は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表する場合があり ます。
- ・ 第三者又は協力法人に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行った上で業務を実施してください。なお、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と委託の契約を締結できません。また、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者は認められません。

(7) 管理運営に係る事項

Park-PFI事業と南部ブロック管理運営事業の連携を緊密に図りつつ、持続的に魅力向上を実現していく管理運営計画としてください。管理運営の仕様については、別紙8(管理運営仕様書)及び別紙10(維持管理・情報発信業務に係る業務委託仕様書)等を参照してください。

事故等が発生した場合は、被害者の救援・保護等の応急措置を講じてください。また、その状況を 大阪市に報告するとともに、必要に応じて関係機関に連絡を取り対処してください。重大な事故が発 生した場合は、直ちに書面により大阪市に報告し、その指示に従ってください。

(8) その他留意事項

- ・ 本事業の対象地は、図-1に示すとおり概ね国史跡の指定を受けており、指定外の部分も周知の 埋蔵文化財包蔵地(難波宮跡・大坂城跡)であるため、魅力向上業務等で利用する場合を含めて、 現状変更等を行う場合は大阪市と事前協議を行ったうえで、文化財保護法(昭和25年法律第214 号)に基づく許可申請又は届け出が必要になります。また、仮設工作物(ステージ、テント、柵 など)の設置、車両(重機を含む。)の使用等についても、大阪市と事前協議してください。
- ・ 車両(重機含む。)の使用等により現状地盤を乱し又は地下遺構に影響を及ぼす恐れがある場合は、必ず地表面の養生をしてください。
- ・ 南部ブロックの大部分は、大災害が発生した際の広域避難場所に指定されていることから、災害 時には大阪市の指示に従うとともに、災害対応に協力してください。
- ・ 本事業施設を運営することに伴い、認定計画提出者は、法人等に係る市民税、事業を行うものに 係る事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者になることがあります。 詳しくは、市税については大阪市財政局(なんば市税事務所又は船場法人市税事務所等)、国税 については所轄税務署等の関係先にご相談ください。
- ・ 大阪市の施策、事業に協力してください。また、大阪府営公園、大阪市営公園及び大阪歴史博物 館等の管理運営事業者や、大阪府内の文化財の管理者等との連携に努めてください。

3 Park-PFI事業に係る事項

(1) 共通事項

都市公園は、良好な都市空間を形成する基盤施設としての公共性と、誰もが公平かつ多目的に利用できる場としての公共性を有する施設であることを踏まえた計画としてください。

Park-PFI事業の対象地は、図-1に示すとおり概ね国史跡の指定を受けており、指定外の部分も周

知の埋蔵文化財包蔵地(難波宮跡・大坂城跡)であるため、現状変更等を行う場合は、文化財保護法に基づく協議、許可申請又は届け出が必要になります。また、Park-PFI事業の対象地は3,000㎡以上あることから、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)に基づく協議、届け出も必要になります。

上記を含めPark-PFI事業で必要となる、道路法(昭和27年法律第180号)や道路交通法(昭和35年法律第105号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の各種法令に基づく全ての協議、届け出、許認可等や上水道、下水道、電気等の各インフラ供給事業者との協議、届け出等を、認定計画提出者は自らの負担において行ってください。上記、協議等により認定公募等設置計画の変更が生じた場合についても、認定計画提出者は自らの負担で認定公募等設置計画の変更を行ってください。

Park-PFI事業の実施にあたり、大阪市は認定計画提出者に事業対象地を現状有姿で引き渡します。

ア 第三者への委託等

- (7) 特定公園施設の設計業務の実施にあたり応募者は、大阪市入札参加資格に基づく承認種目「500:建設コンサルタント」、項目「510造園」又は「511:都市計画及び地方計画」の承認を受け、文化財(史跡又は名勝に限る。)の保存活用又は整備の計画に関する受注実績のある協力法人に当該施設の設計業務を委託することができます。その場合、様式12及び様式13に必要事項を記入し提出してください。なお、様式12提出後の協力法人の変更は原則できません。
- (4) 公募対象公園施設の設計業務の実施にあたり応募者は、当該業務の実施に必要な建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示717号)の登録又は建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士事務所の登録を受けている協力法人に当該業務の設計業務を委託することができます。それらの場合、様式12に必要事項を記入し提出してください。なお、様式12提出後の協力法人の変更は原則できません。
- (ウ) 特定公園施設の整備工事の実施にあたり応募者は、大阪市入札参加資格に基づく登録種目「造園工事(経営事項審査の総合評定値700点以上)」の登録を受けている協力法人に当該施設の整備工事を委託(建設業法(昭和24年法律第100号)第24条に基づく請負契約のことをいう。)することができます。その場合、様式14に必要事項を記入し提出してください。なお、様式14提出後の協力法人の変更は原則できません。
- (エ) 公募対象公園施設の整備工事の実施にあたり応募者は、当該整備工事の実施に必要な建設業法の許可を受けている協力法人に当該施設の整備工事を委託(建設業法第24条に基づく請負契約のことをいう。)することができます。その場合、様式14に必要事項を記入し提出してください。なお、様式14提出後の協力法人の変更は原則できません。

イ 設計整備等に係る事項

(ア) 職員の配置等

① 設計業務責任者

公募対象公園施設又は特定公園施設(以下「本事業施設」という。)の設計にあたっては、設計業務着手迄に設計業務の全体を総合的に把握し調整を行う設計業務責任者を1名定め、大阪市に通知してください。設計業務責任者は認定計画提出者の正規職員としてください。なお、設計業務責任者は、特定公園施設の管理技術者(認定計画提出者の正規職員の場合に限る。)と兼務することができます。

② 管理技術者

本事業施設(建築物を除く。)の設計にあたっては、設計業務着手迄に本事業施設の設計業務の技術的な監理を行う管理技術者を本事業施設ごとに定め、大阪市に通知してください。管理技術者は認定計画提出者又は協力法人の正規職員で、次のいずれの資格を有する者とします。

- ・ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ・ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設一般」 並びに「都市及び地方計画」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を 受けている者。
- ・ 上記2項目と同等の能力と経験を有する者(国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知 識及び技術を有している者と認定した者)。
- ・ RCCM (「造園部門」または「都市計画及び地方計画部門」) の資格を有し、登録を受けている者。

建築物(建築基準法(昭和25年法律201号)第2条に規定する建築物。以下同じ。)を設計する場合は、当該施設の設計業務の技術的の監理を行う管理技術者を定め、大阪市に通知してください。管理技術者は認定計画提出者又は協力法人の正規職員で、建築士法の規定に基づく一級または二級建築士の登録を受けている者とします。

なお、公募対象公園施設(建築物を除く。)の管理技術者は、特定公園施設の管理技術者と 兼務することができます。

③ 工事責任者

本事業施設の整備工事にあたっては、本事業施設の整備工事の全体を総合的に把握し調整を 行う工事責任者を定め、大阪市に通知してください。工事責任者は、認定計画提出者の正規職 員としてください。なお、工事責任者は、特定公園施設の整備工事に係る主任技術者又は監理 技術者(認定計画提出者の正規職員の場合に限る。)と兼務することができます。

④ 主任技術者、工事監理者等

本事業施設の整備工事にあたっては、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)を本事業施設ごとに定め、大阪市に通知してください。各主任技術者等は認定計画提出者又は協力法人の正規職員としてください。なお、公募対象公園施設の主任技術者等は特定公園施設の主任技術者等と兼務することができます。公募対象公園施設として、建築物を整備する場合は、建築基準法に基づく工事監理者を定め、大阪市に通知してください。

(4) 仕様等

- ・ 本事業施設の設計整備にあたっては、『史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画』及び『史 跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画』を踏まえたものとしてください。また、別紙7(設計・施工仕様書)を参照してください。
- ・ Park-PFI事業の対象地のうち、概ね国史跡の指定を受けている区域Bでは原則、現状地盤の 掘削を必要としない計画としてください。また、現状地盤の掘削は基本的にできませんが、 埋設物の敷設などやむを得ず地盤の掘削が必要な場合は、大阪市と事前協議を行ったうえで、 文化庁への許可申請が必要になります。
- 整備工事に伴い現状地盤を乱す恐れがある場合は、必ず地表面の養生をしてください。
- ・ 本事業施設は、公園利用者が利用しやすく、かつ各施設の機能や周辺施設も含めた施設間連携による効果を最大限発揮できるような配置計画としてください。また、本事業施設のデザインは、本指針で別に定めがある場合を除き、周辺の景観や緑のオープンスペースと調和する計画としてください。
- ・ 本事業施設は、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、公園利用者が安全かつ快適 に利用できるよう計画してください。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、 ライフサイクルコスト等の環境面にも配慮し、ARやVR等の最先端技術の導入にも努めた

計画としてください。

・ 工事に際しては、認定計画提出者の責任で近隣住民等を対象に説明を行ってください。

ウ 管理運営に係る事項

(ア) 一般的事項

都市公園(本事業施設を含む。)は、公共の福祉を増進させる目的をもって利用に供するための施設であることから、施設の管理運営にあたっては平等かつ公平な取り扱いをしてください。 また、別紙8(管理運営仕様書)を参照してください。

(イ) 職員の配置等

① 業務責任者

本事業施設の管理運営にあたっては、本事業施設ごとに業務責任者を定め、大阪市に通知してください。各業務責任者は認定計画提出者の正規職員とし、いずれの本事業施設の業務責任者と兼務することができます。特定公園施設の業務責任者は、都市公園(一般の自由な利用に供される一般園地を含むこと。以下、本文中同じ。)又は都市公園に類する施設のマネジメント実績を1年以上有する者又は公園管理運営士の資格を有する者とします。公募対象公園施設の業務責任者は、主たる公募対象公園施設又はその類似する施設のマネジメント実績を1年以上有する者とします。

② その他の職員

良好な管理運営を行うために必要な人員を配置してください。

また、本事業施設の内容に応じて各種法令上必要となる、防火管理者や電気主任技術者、食品衛生管理者等の職員を定め、大阪市に通知してください。

エ その他留意事項

- ・ 特定公園施設の整備及び管理運営にあたっては、隣接する特定街区(史跡指定地)の土地所有者と連携を図るとともに、十分に調整を行い、隣接地と一体性を持った整備や管理運営を行ってください。
- ・ 工事着手以降、Park-PFI事業対象地の管理は、認定計画提出者の責任と負担において実施して ください。
- ・ Park-PFI事業対象地について、大阪市では今後、広域避難場所等の防災減災に係る各種指定を する場合があります。指定した際は、大阪市の指示のもと的確な対応ができるよう体制の確保 に努めるとともに、防災訓練等の用途で使用することとなった場合は、協力してください。

(2) 公募対象公園施設に係る事項(必須提案)

ア 公募対象公園施設の種類

大阪市では、南部ブロック、大阪城公園並びに西部ブロック及び大阪歴史博物館の結節点としての当ブロックの魅力と効用を高めるためには、歴史、文化等を体験や体感を通じて学ぶ場を提供するとともに、利用者の快適性を高める施設によって新たな賑わいを創出していく必要があると考えています。そこで提案できる公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている公園施設のうち、次の施設とします。

- 休養施設(シェルター、ベンチなど)
- ・ 遊戯施設(屋内外遊戯施設など)
- ・ 教養施設(体験学習施設など)
- 便益施設(レストラン・カフェ、駐車場など)
- 展望台又は集会所

公募対象公園施設の一部には、難波宮跡や大阪城公園の情報案内のほか、南側に続く上町台地や 西側に広がる船場地域といった周辺エリア、さらには大阪府域に広がる文化財をはじめとした歴史 的な観光資源への回遊の起点となる、観光案内・情報発信機能を必ず導入してください。また国史 跡の知名度向上につながるサービスの提供に努めてください。

なお、都市公園は一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音や振動、光害、悪臭等の発生により他の公園利用を著しく阻害するような施設等、公園への整備がふさわしくないと大阪市が判断した場合は、設置することはできません。

イ 公募対象公園施設の場所及び規模

公募対象公園施設の設置が可能な場所は、図-3に示す区域A内(約0.9ha)とします。

公募対象公園施設の配置等については、公園利用者の滞留等が周辺道路の通行等に影響を及ぼさないよう留意してください。

公募対象公園施設として建築物を整備する場合、その階数は2階以下とし、南部ブロック(大極 殿院・朝堂院)や大阪城天守閣の連続した眺望、さらには西部ブロック(5世紀倉庫群等)への眺 望を阻害しないよう留意するとともに、難波宮跡公園の景観を阻害せず、かつ特性を踏まえたデザ インや形状としてください。なお、建築物の許容建築面積の合計は以下のとおりです。

■建築物の総許容建築面積3,200m²以内

ウ 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

公募対象公園施設の設置許可の開始時期は、工事着手日となります。なお、公募対象公園施設の管理運営の開始日は、令和7年4月1日を期限とします。

エ 公募対象公園施設の使用料の額の最低額等

(ア) 設置許可及び占用許可

認定計画提出者は、公募対象公園施設の整備にあたり、工事着手前に大阪市から設置許可又は占用許可を受ける必要があります。上記設置許可の期間は、一旦、公募対象公園施設の工事完成予定日までとし、公募対象公園施設の管理運営の開始前までに、改めて大阪市から設置許可を受ける必要があります。設置許可の期間は3年(大阪市公園条例施行規則(昭和52年大阪市規則第51号。)第15条第1号)、占用許可の期間は占用物件に応じ3ヶ月から5年(同規則第15条第2号アからエ)となっています。認定計画提出者が受けた設置許可や占用許可の期間が満了する場合で、事業期間中、同内容で引続き設置や占用を継続したいときは、設置許可又は占用許可の更新に関する申請を、それぞれ許可期間満了の30日前までに行う必要があります。

設置許可申請及び占用許可申請について、認定計画提出者(連合体の場合は、代表構成団体) 以外の者が行うことはできません。

(4) 設置許可使用料

公募対象公園施設の設置に係る使用料単価は、公園条例第14条第1項及び別表第3に定める使用料単価以上の金額で提案(以下「提案使用料」という。)してください。

参考:公園施設を設ける場合の使用料 令和4年3月時点

種別	単位	期間	使用料
飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に 供する施設(駐車場を除く。)	1 m²	1 /=	7,520円以上
駐車場	1 111 1	1年	2,180円以上
その他の施設			1,530円以上

公園条例の改正により公園条例で定める使用料単価(以下「改正後の使用料」という。)が、 公募設置等計画に記載された使用料単価(以下「計画使用料」という。)を超えた場合は、改正 後の使用料となるよう計画使用料を見直していただきます。また、改正後の使用料が計画使用料 を下回った場合は、提案使用料を下限として改正後の使用料となるよう計画使用料を見直してい ただきます。

参考:公募時点の使用料単価 7.520円/㎡・年の場合の計画使用料見直しのイメージ

	公募時点	1回目改正	2回目改正	3回目改正
提案使用料 (仮定)	8,000円	ĺ	_	_
公募時点の使用料・ 改正後の使用料 (仮定)	7,520円以上 /㎡·年	7,200円以上 /㎡·年	8,500円以上 /㎡·年	8,200円以上 /㎡·年
計画使用料	8,000円/m²·年	8,000円/m²·年	8,500円/m²·年	8,200円/m²·年

なお、公園条例で定める、飲食店等及び駐車場の使用料単価は、これまで大阪市内の固定資産 税評価額の平均額に大阪市が設定する率を乗除等し、その他の施設の使用料単価は大阪市内の特 定の地域の相続税路線価に大阪市が設定する率等を除算等し算出しており、概ね3年ごと(直近 の改正は令和3年4月)に改正しています。公園条例の使用料単価は、上記方法により算出して いることから、事業対象地の固定資産税評価額や相続税路線価が下落しても、公園条例で定める 使用料単価は増改定される場合があります。

設置許可面積には、施設の建築面積以外に、公募対象公園施設の利用者を対象とした飲食店等のオープンテラスや、荷さばき場等のバックーヤードも含まれます。設置許可面積の決定に当たっては、大阪市との設計協議を経て、認定計画提出者からの最終的な計画内容を踏まえて大阪市が決定します。また、設置許可期間には建設時の整備工事期間と原状回復時の期間も含むものとします。

設置許可使用料は、年度ごとに大阪市が発行する納入通知書により支払ってください。

(ウ) 占用許可使用料

公募対象公園施設に付随する上下水道・ガス・電気等のインフラ設備や仮設工作物を設置許可 区域外に敷設する場合、大阪市から占用許可を受けた上で、年度ごとに当該年度時点の公園条例 第14条第1項及び公園条例別表第3に定める使用料を大阪市に納付してください。

参考:公園を占用する場合の使用料(抜粋) 令和4年3月時点

種別		単位	期間	使用料
通路その他これに類するもの		1 m²	1年	1,360円
電柱及びその支柱その他これに類するもの		1本	1年	4,600円
電線、電らんその他これらに類するもの		1 m	1年	980円
水道管、下水管、ガス 管その他これらに類 するもの	外径40センチメートル未満	1 m	1年	980円
	外径40センチメートル以上			2,400円
	1メートル未満			
	外径1メートル以上			4,900円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土		1 m²	1月	2, 200円
石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場				2, 2001 1

オ 公募対象公園施設の建築計画等の確認

公募対象公園施設の整備に当たっては、Park-PFI事業対象地において、提案に沿った施設が確実に整備できることを確認する必要があります。

土地利用については、関連法令及び大阪市の条例等による様々な規制があるため、次のとおり必要な問い合わせを応募者自らが行い、法令等を遵守した提案内容であることを必ず確認してください。また、その確認は原則、募集期間中に行ってください。

- 下表に示す問合せ内容について、対応する問合せ先へ問い合わせてください。
- ・ 問合せの際には、必要事項を記載した「計画調整局への確認事項(様式15)」を問合せ先へ 提示し、Park-PFI事業に係る確認であることを申し出てください。
- ・ 問合せ先との打合せ後、様式15に確認した内容を記入の上、提出書類の提出時に併せて提出してください。
- ・ また、問合せの結果、建築計画等と諸規制等を照らし合わせることにより、応募者自らが施 設整備可能と判断した日を様式15に記入し、提出してください。

問合わせ先	電話番号	問い合わせ内容		
計画調整局開発調整部開発誘導課	06-6208-9285	開発許可の要否、		
(大阪市役所本庁舎7階)		大規模事前協議の要否		
計画調整局建築指導部建築確認課	06-6208-9291	用途規制、建蔽率・容積率の制限、		
(大阪市役所本庁舎3階)		高さ制限、日影規制の有無、接道		

[※]計画調整局開発調整部開発誘導課との相談に際しては事前に電話連絡が必要となります。

カ 公募対象公園施設の整備に関する条件

- ・ 公募対象公園施設の形状やデザインは、難波宮跡公園の歴史的特性を踏まえたものとしてください。また、周辺の眺望を考慮したものとしてください。
- ・ 公募対象公園施設内に、当該施設の運営時間中、当該施設利用者以外の公園利用者も利用できるトイレを整備してください。
- ・ 駐車場を整備する場合、駐車場の入り口と出口は分離させるとともに、いずれも交差点から5 m以上離してください。
- ・ 公募対象公園施設に必要なインフラは、可能な限り特定公園施設とは別に引き込みを行ってください。やむを得ず特定公園施設から供給の必要が生じた場合は、大阪市の承諾を得た上で、認定計画提出者の負担により占用範囲や使用料が明確になるようにしてください。
- ・ 公募対象公園施設の工事については、大阪市と協議の上、できるだけ速やかに行ってください。
- ・ 認定計画提出者は、保証金として以下の計算式に基づいた金額を、別途、大阪市が定める期日 までに大阪市に預託してください。保証金は、認定計画提出者の責めに帰すべき事由により事 業終了前に施設が閉鎖され、大阪市が撤去する必要が生じた場合の費用として預託するもので、 上記事項が発生しなかった場合は、事業期間終了時に返金します。なお、保証金には利息を付 さないものとします。

【保証金の計算方法】

建築物の場合

認定計画提出者が所有する建築物の延べ床面積 × 単価*+ 認定計画提出者が所有する屋外 (建築物以外) 公園施設の設置許可面積 × 500 円/㎡

※建築物の延べ床面積に対する単価は次のとおりです。

○鉄骨造

1棟あたりの面積が1,000 ㎡未満の場合 23,000 円/㎡

1棟あたりの面積が1,000 ㎡以上の場合 24,000 円/㎡

○軽量鉄骨 (プレハブ) 造

1棟あたりの面積が500 m²未満の場合 22,000 円/m²

1棟あたりの面積が500 m以上の場合 23,000 円/m²

駐車場(路盤材含む)の場合

認定計画提出者が所有する駐車場面積 × 1,700 円/m²

キ 公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ・ 各種法令を遵守するほか、大阪市からの公園管理に係る指導、指示に従ってください。
- ・ ホスピタリティある質の高いサービスを提供してください。
- ・ 難波宮の歴史的特性に配慮し、特定公園施設と一体的に魅力向上を図れるような管理、運営内 容としてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じた管理運営を行ってください。
- ・ 設置した施設、設備等は、認定計画提出者が事業期間中所有し、建物については、自己名義で 所有権の登記をすることが可能ですが、名目の如何に関わらず第三者による所有権の登記や第 三者への転売、譲渡等の所有権の移転はできません。なお、認定計画提出者が所有する施設等 を第三者に使用させる場合(一時使用の場合は除く。)は、借地借家法第38条に基づく定期建 物賃貸借契約によるものとし、契約内容等について事前に大阪市の承諾を得てください。

(ア) サービス内容

公募対象公園施設は、公園特性や利用状況、来園者のニーズを把握し、難波宮の歴史を体感できるなど、国史跡の知名度向上とともに公園利用者にとって魅力あるサービスを提供してください。ただし、サービスは以下の各項目に該当しないものとします。なお、販売品目について、事前に大阪市の承認を得てください。

- ・ 公園との関連性が低く、大阪市が必要とみなすことができないと判断するもの 例)公園利用に関係のない物品、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある品目等
- ・ 公園管理上及び公園周辺に特に支障を与える恐れがあるもの
 - 例)騒音や悪臭等の周辺環境を著しく損なうもの、周辺に危険が及ぶ恐れがあるもの等 政治的又は宗教的な内容を取り扱うもの等

なお、公募対象公園施設は公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業としますが、施設の内容に応じて定休日を設けることができます。

(イ) 車両の搬出入

材料の搬入やごみの搬出等に当たっては、公園管理に支障がないよう、車両の大きさや時間、搬入路等を制限することがあります。また、園路に長時間車両をとめることのないよう、搬入スペースを設けてください。

(ウ) その他

駐車場を設ける場合は、左折による入退場を基本とし、無理な車線変更による事故が発生しないように安全対策に努めてください。

営業時間の変更や店舗の改装等を行う場合は、事前に大阪市と協議してください。施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵により公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその補填、または賠償の責に応じてください。そのため、施設賠償保険等、リスクに応じた保険に加入し、その内容について大阪市に報告してください。

ク 公募対象公園施設の撤去(原状回復)

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可期間の終了日までに、公募対象公園施設を自らの責任と費用負担により、公募対象公園施設を解体・撤去し、原状回復してください。なお、原状回復は原則、更地化するものとしますが、詳細の内容及び範囲は大阪市と認定計画提出者が協議し決定することとします。ただし、仮に大阪市が、本事業の完了後も公募対象公園施設を活用する事業を新たに行うこととした場合において、以下に示すようなときは、事前に大阪市の同意があれば、この限りではありません。

(ア) 次期事業者が権利を引き継ぐとき

大阪市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、本事業条件の継承及び 認定計画提出者が有する資産に関する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ大阪市 が事前に同意したとき

(イ) 認定計画提出者が事業を継続するとき

認定計画提出者が次期事業者に選定され、かつ、本事業の完了時の施設に関する各種許可について、大阪市が事前に同意したとき

(3) 特定公園施設に係る事項(必須提案)

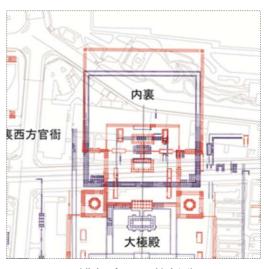
ア 特定公園施設の整備について

特定公園施設の整備範囲は、1(6)ア(ア)の事業対象地から公募対象公園施設を除いた範囲としま す。特定公園施設の調査・測量・設計・工事は全て認定計画提出者が行うものとします。

特定公園施設の整備範囲のうち図-3に示す区域Bは、概ね国史跡に指定されていることから、後期内裏正殿、前・後期回廊・塀等の遺構表示を中心とした園地整備を次のとおり行ってください。また、必要に応じ盛土を行うなど史跡に影響を与えない計画としてください。なお、基本的に区域Bで建築物を設置することはできません。

大阪市は、特定公園施設の整備内容(現状地盤の掘削を含む。)について、別途有識者の意見を 聴取し、その上で文化庁の許可を得る必要があります。これらの段階を経て、整備内容を見直す必 要があると大阪市が判断した場合、大阪市は認定計画提出者の負担において修正を求めることがで きるものとします。





(北部ブロック拡大図)

図-5 難波宮跡遺構配置図

(7) 後期内裏正殿

後期内裏正殿は原則、次の仕様により整備してください。なお、設計の詳細については、大阪市と十分に協議し、大阪市の承認を得てください。

① ハード整備

- ・ 内裏正殿の床構造(外観)がわかる遺構表示を行ってください。
- ・ 材質は木質(風)として、色調は着色していない素木の色合いとし、上面の規模は30.1m ×15.2m、高さは2.4m*を基本としてください。

※上記規模の概ね3/4を特定公園施設として整備してください。

- ・ 階段及び高欄を設置し、床面には柱(直径35cm)の位置を表示してください。
- ・ 床下の庇柱の間は、白漆喰の外観を持つ壁(材質は土、板、コンクリートブロック塀等) で閉塞してください。
- ・ スロープは北側に設置するものとし、その有効幅は180cm以上確保してください。また、スロープの横断勾配は原則5%以下とし、高さ75cm以内毎に長さ150cm以上の水平面を設けるとともに手すりを設けてください。
- ・ スロープの材質は、内裏正殿の材質とは異なるものとしてください。

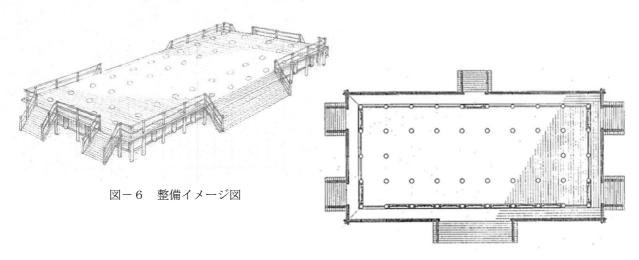


図-7 整備イメージ平面図



図-8 整備イメージ側面図

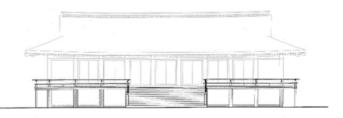


図-9 整備イメージ正面図

② ソフト整備

- ・ 北部ブロックの中心遺構であるため、修景施設や周囲を望む眺望地点として活用してください。
- ・ 床面にはその地点から眺望できるエリアについての解説板を設置してください。その際、 眺望エリアの"復元イラスト"等を設置する、透明板を用いて現在の眺めと当時の宮殿の ようすが対比できるようにするなど、わかりやすい解説に努めてください。

・ 周囲(北西、南西、南東の各エントランス)から内裏中心部を望むとき、(ア)に記す内裏正殿の床構造に重ねて内裏正殿の上部構造の復元イメージがわかるような I C T技術 (A R や V R 等)を活用した視覚的表現を伴う解説に努めてください。また、周囲の回廊等も含めた内裏全体の解説(イラスト等を用いるなど、わかりやすいもの)にも努めてください。

(4) 後期内裏正殿区画

- ・ 発掘調査によって明らかになった遺構の規模、位置に合わせて、小石(玉石)敷をイメージできるように洗い出し平板(大磯等、t=80)等にて整備してください。
- 区画内の雨水処理は、表面排水することとし、その処理のために適切な勾配(1~5%)を 設けるとともに、周囲に皿型ブロックや側溝、集水桝などを設けてください。なお、当該排 水施設については、当該遺構表示の一体性を損なわないようなデザインとしてください。

(ウ) 回廊・塀(以下「回廊等」という。)

- ・ 回廊等は内裏の区画を示す遺構であることから、それらの遺構表示を見渡すことにより内裏 の規模、スケール感を認識できるようにしてください。
- ・ 発掘調査によって明らかになった遺構の規模、位置に合わせて石もしくは瓦(磚)・タイル・ レンガ・ブロック等を敷設し、回廊等を表示してください。
- ・ 回廊等の遺構表示は、見学の主動線として の役割を果たすようにしてください。
- ・ 回廊等の遺構表示の色調は、史跡全体の統一感を出すため、難波宮跡の他ブロックと同様に、前期は赤色を、後期は黒若しくは黒灰色を基調としてください。
- 回廊等の所在を認識しやすい照明や植栽に努めてください。

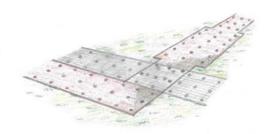


図-10 整備イメージ図

(工) 瓦堆積遺構

・ 瓦堆積遺構は、原寸大の写真及び実測図を陶板焼付し、原位置上に表示(最大3m×10m) してください。なお、写真及び実測図等は公募設置等計画の認定後、大阪市から認定計画提 出者に提供します。

(オ) 解説板及び案内板

- ・ 解説板及び案内板(以下「解説板等」という。)は、史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画 (P90)を踏まえ、適切な場所に配置してください。
- ・ 解説板の記載内容は、遺構自体の解説、発掘調査の過程や調査結果さらには難波宮跡全体の解説等を行ってください。また、2次元コードやAR、VR等を利用した、視覚的な解説の導入にも努めてください。なお、解説文及び発掘調査の写真や遺構図面等の画像は公募設置等計画の認定後、大阪市から認定計画提出者に提供します。
- ・ 解説板等に使用する言語は、日本語・英語・中国語・韓国語の4言語表記を基本としてくだ さい。
- ・ 解説板(ブロック別及び個別遺構の解説板)のデザインの著作権は、大阪市に帰属するものとし、大阪市は、西部ブロックや南部ブロックに当該デザインを用いた解説板等を設置できるものとします。なお、西部ブロック又は南部ブロックへの解説板設置について、大阪市は認定計画提出者に設置を委託する場合があります。

(カ) その他施設

前記、遺構表示を中心とした整備の他、利用者の利便性や管理運営に必要な園路や給排水施設、

公園灯等を整備してください。

イ 特定公園施設の設計

特定公園施設の設計に際しては、以下に示す仕様のほか、別紙7(設計・施工仕様書)に準拠してください。認定計画提出者は、設計協議期間に特定公園施設の設計図書、工事工程表等を大阪市に提出し、承諾を得てください。大阪市は、特定公園施設の設計図書の内容が、提案内容に相違がある場合や大阪市の設計基準に満たないと判断した場合、意匠、構造等、管理運営等が支障となる恐れがある場合は、認定計画提出者の負担において修正することを求めることができるものとします。認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要が生じた場合は、大阪市と協議の上、提案主旨に逸脱しない範囲で変更できるものとします。

なお、特定公園施設の設計は令和5年度中に完了してください。

ウ 特定公園施設の整備工事

特定公園施設の整備工事に際しては、施工に関する法令及び以下に示す仕様のほか、別紙7(設計・施工仕様書)に準拠してください。認定計画提出者は、特定公園施設の整備後、大阪市に完了報告書及び出来高図面、出来高数量、品質管理書類、出来高管理書類、工事写真等の資料を提出の上、整備した特定公園施設について大阪市の完了検査を受けてください。検査合格後は大阪市へ引渡してください。所有権移転及び引渡しに伴う諸条件については、実施協定で定めます。

特定公園施設に瑕疵があるときは、大阪市は認定計画提出者に瑕疵の補修又は損害賠償を求めることができるものとします。詳細は実施協定で定めます。上記に定めのない場合は、大阪市と協議の上、適切に施工してください。

なお、特定公園施設の整備工事は、令和5年度中に着手し令和6年度中に完了してください。

エ 特定公園施設の設計整備にかかる費用

特定公園施設の設計整備に要する費用は、公募対象公園施設から見込まれる収益等及び大阪市の 負担額により賄ってください。応募者は、

- ① 特定公園施設の建設に要する費用
- ② 公募対象公園施設から見込まれる収益等からの充当額
- ③ 大阪市に負担を求める額(以下「提案額」という。)

を提案してください。収益等からの充当額により、大阪市の負担を低減する提案としてください。 (ア) 設計業務費

大阪市が負担する特定公園施設の設計業務費(測量、調査費等含む。)の上限は、以下の金額とします。提案にあたり応募者は、当上限額を超えて提案することはできません。設計業務に係り大阪市が実際に負担する額は、設計協議を経て決定する特定公園施設の面積に基づき、大阪市が金額を精査確認した上で、提案額を超えない範囲で当該精査金額の9割を上限に負担します。上記、大阪市の負担額の支払いは、全ての設計業務が完了し、大阪市の完了検査に合格した後、令和5年度中に一括して行います。

■特定公園施設の設計費:16,691千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(イ) 整備工事費

大阪市が負担する特定公園施設の整備工事費の上限は、特定公園施設の提案内容(面積や施設グレードを含む。)に係わらず以下の金額とします。提案にあたり応募者は、当上限額を超えて提案することはできません。

整備工事に係り大阪市が実際に負担する額は、設計協議を経て、認定計画提出者から提出された設計内容とその工事費内訳について、大阪市が金額を精査確認(数量、単価設定等が適切かを

確認するものとし、単価設定については大阪市が発注する標準単価を参考とする。) した上で、 提案額を超えない範囲で当該精査金額の9割を上限に負担します。

当初予定工事費内訳に変更があった場合、認定計画提出者は、大阪市との施工協議を経て、変 更後の工事費内訳を大阪市に提出してください。また、工事完成後は完成工事費内訳を大阪市に 提出してください。大阪市は、変更後又は完成後の工事費内訳について、上記と同様に金額を精 査又は精算確認した上で、当該変更又は精算後の精査金額の9割を上限に負担します。なお、い ずれの場合の大阪市が実際に負担する額は、提案金額を上回らないものとします。

上記、大阪市の負担額は、4割を工事着手時の令和5年度中に支払い、残額は全ての整備工事が完了し大阪市の完了検査に合格した後、令和6年度中(予定)に支払います。

■特定公園施設の建設費:523,572千円(消費税及び地方消費税を含む。)

オ 特定公園施設の管理運営について

(ア) 管理許可及び管理許可使用料

認定計画提出者は特定公園施設の管理運営にあたり、大阪市から管理許可を受け、公園利用者の自由な利用に供してください。当該許可使用料は、特定公園施設を公園利用者の自由な利用に供することを前提に免除します。

上記許可申請について、認定計画提出者(連合体の場合は、代表構成団体)以外の者が行うことはできません。

(イ) 管理運営費用及び維持管理水準等

特定公園施設の管理運営((ウ)魅力向上業務を含む。)に係る費用は、認定計画提出者において 負担してください。大阪市からの負担は一切ありません。

特定公園施設の維持管理の水準は、別紙8 (管理運営仕様書)を参考に認定計画提出者の責任 と負担において、適正な管理運営に努めてください。なお、認定計画提出者の管理運営が適正に なされていないと大阪市が判断した場合、大阪市は認定計画提出者に改善を指示する場合があり ます。その場合、認定計画提出者は自らの負担で改善事項を履行してください。

(ウ) 魅力向上業務

認定計画提出者は、北部ブロックにおいて、南部ブロック等も含め難波宮跡一体となって国史跡の知名度向上と、難波宮跡を将来にわたって多くの人が集い交流する空間に育てていくことを目的とした催事等を魅力向上業務として提案してください。当該業務の実施にあたっては、後述する4(2)に記載の段階的時期に留意した、情報発信、周知、普及に寄与する活用について積極的な提案を求めます。なお、当該業務は北部ブロックと南部ブロックの同時実施、北部ブロックと南部ブロックそれぞれでの実施のいずれでも可能です。

認定計画提出者は、魅力向上業務の運営費に充当するため、入場料等を徴収又は物販等の収益を伴う催事をあわせて開催できますが、その場合の業務内容の詳細は、大阪市と協議の上、文化庁の許可が必要となります。

認定計画提出者は魅力向上業務(上記収益を含む催事を含む。)の実施にあたりその都度、大阪市から行為許可を受け又は仮設工作物(ステージ、テント、柵など)の設置を伴う場合は大阪市から占用許可を受け、当該許可時点の公園条例に定めるそれぞれの使用料を大阪市に納付してください。なお、魅力向上業務のうち公園条例第15条及び大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると大阪市が判断したものについては、上記使用料を免除する場合があります。

認定計画提出者は、難波宮跡公園(西部ブロックを含む。)において優先的に催事を行うことができますが、決して独占的又は常時、実施できるものではありません。

参考:公園を占用する場合の使用料(抜粋) 令和4年3月時点

種別		単位	期間	使用料
集会その他これに 類するもの	会費又は入場料を徴収しな い場合	100 m²	3時間	880円
	会費又は入場料を徴収する 場合			1,760円
営業のための占用	露店営業その他これに類す るもののための占用	1 m²	1日	220円
	ロケーションのための占用	1回	2 時間	10,560円
広告物掲出のため の占用	競技会、集会、展示会その 他これらの催しの際広告物 を掲出する場合	広告物 1 枚の表示 面積 1 ㎡	1日	3,060円
	その他の場合		1年	8,500円以上

4 南部ブロック管理運営事業に係る事項

(1) 職員の配置

南部ブロックの管理運営にあたっては、業務責任者を定め、大阪市に通知してください。業務責任者は認定計画提出者の正規職員とします。なお、南部ブロックの業務責任者は、Park-PFI事業に係る特定公園施設の業務責任者と兼務することができます。

その他良好な管理運営を行うために必要な人員を配置してください。

(2) 魅力向上業務に係る事項(必須提案)

認定計画提出者は、南部ブロックにおいて、北部ブロック等も含め難波宮跡一体で、国史跡の知名 度向上を目指すとともに、市民とともにつくり育て、進化し続ける史跡として、将来にわたって多く の人が集まり交流する空間となるような取組を提案してください。

大阪市は、認定計画提出者と運営協定を締結します。認定計画提出者は業務の実施にあたり、1(2)から(5)に示す保存の経緯や各ブロックの歴史的特性を踏まえた、史跡と関連性、親和性のあるものを実施してください。

なお、当該業務は北部ブロックと南部ブロックの同時実施、北部ブロックと南部ブロックそれぞれ での実施のいずれでの実施も可能です。

ア 提案を求める内容

提案していただく内容は、事業対象区域内での催事の開催、プロモーション活動、環境の整備充 実につながる取組等となります。提案にあたっては、以下の段階の考え方に沿った提案としてくだ さい。

(ア) 第1段階(万博開催(2025年)まで):万博に向けて知名度を上げる 現在の日常的な憩いの場、また、難波宮跡の歴史を追体験する場としての利用を広げつつ、令 和7(2025)年の万博にむけた機運醸成と史跡難波宮跡の魅力を広く伝える取組としてください。

(イ) 第2段階(万博開催(2025年)時):万博を機に難波宮跡の認識を高める

令和7年(2025)年の万博開催時は、日本国内外から多くの人が大阪に来られることが予想されることから、難波宮跡に多くの方に来ていただき、難波宮跡を知っていただく大きなチャンスです。

認定計画提出者は優先的に催事等を行うことができますので、このチャンスを最大限生かせる

よう、万博開催中は大阪を盛り上げるような催事等を実施するとともに、難波宮跡に様々な方を呼び込み、感じ、知っていただき、大阪を楽しんでいただけるような取組を提案してください。 また、万博開催時だけの一過性の盛り上がりではなく、第2段階から第3段階にうまく移行できるような取組としてください。

なお、万博関連イベントが別途開催される可能性がありますが、その場合は、認定計画提出者 は協力してください。

(ウ) 第3段階(万博開催(2025年)以降):知名度のレベルを向上・発展

大阪市では、万博以降2050年の前期難波宮遷都1400年までに、老朽化している施設の改修や更新を行うとともに、中央地区や東方官衙地区の本格整備を予定しています。また難波宮跡全域において、歴史的建築物の復元検討も予定しています。

このような段階的な公園整備と活用を通じて、都心部に残された全国的にも例がない史跡難波 宮跡の魅力を後世に伝え、万博開催後もさらなる知名度向上と国内外からの誘客につなげていき たいと考えています。

認定計画提出者は、都心の中にありながらも歴史や文化を感じながら、憩い集える心地良い空間とするとともに、NPOや市民団体と協力しながら、「まちづくり」「地域コミュニティづくり」「地元の人と一緒につくる」「子どもたちとの連携」「地域での教育」にも取組む等、将来にわたって市民と共に育て続ける史跡(公園)として、商都大阪・国際都市大阪の歴史を体現する、シビックプライドの一つの核となるような史跡公園を目指し、これに寄与する取組を提案してください。

イ 条件等について

(ア) 管理運営計画等の提出について

管理運営計画書とは別に、催事等毎に詳細の企画書を大阪市に提出し、大阪市の承認を受けてください。企画内容によっては、文化財保護法に基づく許可申請又は届出が必要になります。また、魅力向上業務の運営費に充当するため、入場料や物販を伴う催事等については管理運営計画書にその概要を記載してください。

なお、以下の用途を目的とした利用は認められません。

- 政治的又は宗教的用途
- ・ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、 同第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途
- ・ 酒類販売を主目的とした用途
- ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途
- ・ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途
- ・ 上記の他、史跡との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断した場合
- (イ) 行政協議等について

魅力向上業務の運営等に必要な行政協議等は認定計画提出者が自ら行ってください。

(ウ) 近隣との調整

魅力向上業務の実施にあたっては、必要に応じ近隣との調整を行ってください。また、開催時の音環境については、近隣への配慮を前提に過度なものは認めないこととし、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、必要な措置を講じてください。

(エ) 給排水、ガス、電気、通信等設備について

現況では、南部ブロックには給排水、ガス、電気、通信等設備がありません。

ウ 行政財産目的外使用許可

提案のあった取組等のうち、特にア 提案を求める内容及びイ 条件等について、に該当すると大阪市が認めた場合、行政財産目的外使用許可申請は必要としません。

エ その他留意事項

- (ア) 魅力向上業務の実施にあたっては、難波宮跡公園の各ブロックも含め難波宮跡全体での実施にも努めてください。なお、認定計画提出者は、南部ブロックにおいて優先的に催事を行うことができますが、決して独占的又は常時、実施できるものではありません。
- (4) 南部ブロックにおいては、別途、万博関連のイベントが開催される可能性があります。その場合は、認定計画提出者は協力してください。
- (ウ) 今後、大阪市が史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画を変更した場合、認定計画提出者は取組内容について大阪市と協議のうえ決定してください。
- (エ) 以下のイベントの実施について最大限連携してください。
 - ・ 大阪市(区役所を含む。)が主催者として実施する事業
 - ・ 大阪市も構成団体となって実行委員会方式などで実施する事業
 - ・ 第三者が主催するイベントで大阪市が史跡との関連性があり、都市魅力向上・地域の活性 化などに繋がると判断する事業
- (オ) 令和5年度(時期は未定)に解説板の設置を予定しております。

(3) 維持管理・情報発信業務に係る事項(必須提案)

認定計画提出者は、維持管理業務と情報発信業務について、提案してください。

維持管理業務では、難波宮跡南部ブロック全体が快適な空間となるよう、清掃、除草、剪定、廃棄物処理、巡回等について提案してください。また、情報発信業務では、難波宮跡が持つ歴史的魅力を効果的に利用者に認知していただける手法及び内容について提案してください。難波宮跡の魅力を発信するためのパネル展示等の催事開催や冊子の作成配布など効果的な手法により取り組んでください。(2)の魅力向上業務との同時開催も可能です。なお、収益を伴うものは対象外とします。

当該業務の仕様は、別紙10 (維持管理・情報発信業務に係る業務委託仕様書)のとおりです。なお、 北部ブロック内にある事業対象地 (約1,000㎡) については、別紙8 (管理運営仕様書)と同程度の維持管理水準としてください。認定計画提出者は事業区域内を清潔に保ち、訪れた方が安全かつ安心して利用できるよう適正に維持管理と保守点検に努め、万が一、危険個所等を発見した場合は、迅速かつ的確に処理してください。

大阪市は認定計画提出者と維持管理・情報発信業務に係る業務委託契約を締結します。大阪市は当該ブロックの維持管理及び情報発信に係る費用として、次の金額を上限に負担します。提案にあたり応募者は、当上限額を超えて提案することはできません。

■維持管理・情報発信業務上限額 10,500千円/年(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) その他留意事項

北部ブロック内にある事業対象地での管理運営にあたっては、特定街区(史跡指定地)の土地所有者と連携を図るとともに、十分に調整を行い、隣接地と一体性をもった管理運営を行ってください。

5 利益配分金に係る事項(必須提案)

本事業(本章において、南部ブロック管理運営事業のうち維持管理・情報発信業務を除く。)において、当該事業年度の収入から、当該事業年度の管理運営費及び公園使用料等の一切の必要経費並びに将来の修繕に向けた積立費用などを差し引き、そのうえで利益が生じた場合、得られた収益のうち大阪市へ納付する割合を提案してください。なお、変動配分率の提案を行うことは可能です。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 公募の実施に関する事項等

ア 応募者の構成

応募できる者は、事業を行う法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等によって構成される連合体(以下「連合体」という。)とします。

単独で応募する法人等は、複数応募をすることや、連合体の代表構成団体及び構成団体になることはできません。また、一つの連合体の代表構成団体又は構成団体は、別の提案を行う連合体の代表構成団体又は構成団体や、単独の応募者となることはできません。

法人等又は連合体の代表構成団体は、大阪市から公募対象公園施設の設置許可を受け、特定公園施設を大阪市に引渡し、公募対象公園施設の管理運営、特定公園施設の整備・管理運営及び南部ブロックの管理運営について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

連合体で応募する場合は、代表構成団体が応募手続及び事業に必要な諸手続、その他の大阪市との協議等を行うものとします。また、次の事項を遵守してください。

- ・ 応募時に共同事業体等を結成し、代表構成団体を定めてください。また、代表構成団体及び 構成団体の役割分担を明示してください。
- ・ 大阪市への設置許可、管理許可並びに占用許可(魅力向上業務にかかる許可は除く。)の申 請者は代表構成団体となります。
- ・ 設置した公募対象公園施設は、代表構成団体名義で登記をすることができます。なお、その 経費については認定計画提出者の負担とします。
- 代表構成団体の変更は認めません。
- ・ 事業開始前の構成団体の変更は認めません。ただし、代表構成団体以外の構成団体は、事業 開始後から事業終了までの間、業務遂行上支障がないと大阪市が判断した場合、変更を認め ることがあります。その場合には、大阪市は必要に応じ、認定計画提出者に書類の再提出等 を求めることがあります。

イ 応募資格

応募者は、本事業の趣旨を理解し、事業実施に対する意欲が高く、必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有し、事業期間中にわたり事業実施が可能である者とし、次の条件を満たしている必要があります。

- 応募者は、法人等又は連合体に限ります。
- ・ 法人等又は連合体の全ての構成団体について、直近決算において債務超過でないこと。
- ・ 加入の必要がない者を除き、法人等又は連合体の全ての構成団体について、労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入していること。
- ・ 協力法人に委託する場合を除き、特定公園施設の設計業務の役割に当たる法人、又は連合体の構成団体のうち少なくとも1者は、大阪市入札参加資格に基づく承認種目「500:建設コンサルタント」、項目「510造園」又は「511:都市計画及び地方計画」の承認を受け、文化財(史跡又は名勝に限る。)の保存活用又は整備の計画に関する受注実績を有すること。

- ・ 協力法人に委託(建設業法第24条に基づく請負契約のことをいう。) する場合を除き、特定 公園施設の整備工事の役割に当たる法人、又は連合体の構成団体のうち少なくとも1者は、 大阪市入札参加資格に基づく登録種目「造園工事(経営事項審査の総合評定値700点以上)」 の登録を受けていること。
- ・ 特定公園施設及び南部ブロックの管理運営業務等の役割に当たる法人等、又は連合体の構成 団体のうち少なくとも1者は、都市公園又は都市公園に類似する施設について、1年以上の 管理運営業務実績を有すること。
- ・ 公募対象公園施設の管理運営業務の役割に当たる法人等、又は連合体の構成団体のうち少な くとも1者は、提案する主たる公募対象公園施設又はそれに類似する施設について、3年以 上の管理運営業務実績を有すること。

ウ 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は応募することはできません。また、応募後、基本協定締結まで に該当した場合は応募資格を失うものとします。

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- ・ 応募登録及び参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けているもの
- 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けているもの。
- ・ 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のあるもの
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又 は再生手続を開始しているもの
- ・ 破産法 (平成16年法律第75条) 等に基づく破産手続き開始の申し立てを受けているもの

工 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・ 本指針に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 応募書類(大阪市が求める修正又は追加資料を含む)の提出方法、提出先、提出期限に適合 しない場合
- ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載がされていない場合
- ・ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ・ Park-PFI事業における特定公園施設の設計整備に係る大阪市の負担額の上限額と、価額提案 書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を上回っている場合
- ・ Park-PFI事業における公募対象公園施設に係る設置許可使用料の最低額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が最低額を下回っている場合
- ・ 南部ブロック管理運営事業における維持管理・情報発信業務に係る大阪市の負担額の上限額 と、価格提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を上回っている場合
- 大阪市が修正又は追加を求めた資料が、提出期間内に提出されなかった場合
- ・ 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- ・ その他、不正行為があった場合

(2) 応募の手続き

- ア 公募設置等指針の配布
 - (ア) 配布期間

令和4年3月3日(木)から令和4月6月3日(金)まで

(4) 配布方法

大阪市建設局ホームページよりダウンロードしてください。 アドレス記載

イ 現地説明会の開催

現地説明会への参加には、以下のとおり事前申込みが必要です。説明会に参加しなくても応募は 可能です。説明会の参加者は、本事業に参加する意向のある法人等または参加を検討している法人 等に限ります。なお、説明会で資料を配布する場合、配布資料は説明会終了後、大阪市建設局ホー ムページに掲載します。

(ア) 日時

令和4年3月16日(水)午後2時から午後4時まで(雨天決行)

(1) 場所

大阪歴史博物館4階 講堂

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-32 (詳細の場所は、参加申込者に別途お知らせします。)

(ウ) 参加申込の方法

参加を希望される場合は、「現地説明会参加申込書(様式22)」に必要事項を記入のうえ、3 月9日(水)午後5時までに「15 担当」に記載の電子メールアドレス宛、電子メールにて提出してください。(提出前には必ずウイルスチェックを行ってください。)

提出にあたっては、電子メールの件名を「【応募者名】難波宮跡PPP 説明会申込」、ファイル名を「【応募者名】現地説明会参加申込書」としてください。

電話、FAX及び来訪等、上記以外の方法による申込は受け付けません。

電子メールの受信確認後、大阪市から受信翌日の正午までに返信メールを送信します。返信メールがなかった場合は、同日午後5時までに電話にて「15担当」まで御連絡ください。

(エ) その他

参加団体は、1団体2名までとします。また、本指針等の資料は各自でご持参ください。 なお、説明会での質問は一切受付けません。

ウ 応募登録

本事業に応募する者は、「応募登録書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、次の受付期間、 提出場所に持参又は送付により提出してください。Fax、電子メール等、上記以外の方法による 提出は受け付けません。

(7) 受付期間

令和4年3月22日(火)から3月25日(金)

持参の場合は、午前9時30分から正午まで又は午後1時から午後5時までに提出してください。 上記時間外での提出は受け付けません。

送付の場合は、期間内必着としてください。上記期間外に届いた応募登録は受け付けません。

(4) 提出場所

大阪市建設局公園緑化部公園課

〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟6階

(ウ) その他

応募登録を行った法人等でなければ、質問書及び公募設置等計画等を提出することはできませ

ん。また、連合体での応募を予定している場合は、代表構成団体又は構成団体のうち少なくとも 1者は応募登録を行ってください。応募登録を行った法人等を含んで構成された連合体でなけれ ば公募設置等計画等を提出することはできません。

応募登録提出後に、登録を辞退する場合には「応募登録辞退届(様式24)」を提出してください。

エ 質問書受付及び回答

(ア) 受付

本指針の内容に関して質問がある場合は、「質問書(様式23)」により、「15 担当」に記載の電子メールアドレス宛、電子メールにて提出してください。(提出前には必ずウイルスチェックを行ってください。)

電子メールの送信に当たっては、件名を「【応募者名】難波宮跡PPP 質問」、ファイル名を「【応募者名】質問書」としてください。

電話、FAX及び来訪等、上記以外の方法による質問や、受付期間外の質問は受け付けません。 受信確認後、大阪市から受信翌日の正午までに返信メールを送ります。返信メールがなかった 場合は、同日午後5時までに電話で「15 担当」までご連絡ください。

(4) 質問受付期間

令和4年3月29日(火)から3月31日(木)午後5時まで

(ウ) 回答

令和4年4月20日(水)までに大阪市建設局ホームページに質問とともに回答を掲載します。 ただし、質問が多数に及ぶ場合等は、回答を延期することがあります。回答内容については、本 指針と同等の効力を持つものとします。

(エ) その他

ウ 応募登録を行った法人等でなければ、質問書を受け付けません。

オ 応募申請書類及び公募設置等計画等(以下「応募申請書類等」という。)の受付 応募申請書類等は次の提出期間、提出場所に持参又は送付により提出してください。FAX、電子 メール等、上記以外の方法による提出は受け付けません。

(ア) 受付期間及び受付時間

令和4年6月2日(木)から6月3日(金)まで

持参の場合は、午前9時30分から正午まで又は午後1時から午後5時までに提出してください。 上記時間外での提出は受け付けません。

送付の場合は、期間内必着としてください。上記期間外に届いた応募申請書類等は受け付けません。

(4) 提出場所

大阪市建設局公園緑化部公園課

〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟6階

(ウ) その他

ウ 応募登録を行った法人等でなければ応募書類を受付けません。また、連合体の場合は、応募登録を行った法人等を含んで構成された連合体でなければ応募書類を受け付けません。

応募申請書類等の提出後に、申請を辞退する場合には「応募申請辞退届(様式24)」を提出してください。

カ 提出書類

次に掲げる提出書類を A 4 サイズのファイル等にまとめて、所定の部数を提出してください。 提出書類には書類番号が確認できるよう、必ず書類番号を記載したインデックスを貼付してください。

副本にかかる法人等の印影は、印影全体の左上部分の4分の1を残し、残り部分4分の3を黒塗りしてください。また、各種証明書については、3ヶ月以内に発行された原本に限ります。

上記に加えて、情報公開請求を受けた場合の公開書類(個人情報や法人情報等を黒塗りしたもの) (以下「公開書類という」。) 1部と、正本データを格納したCD-R等1部、公開書類データを格納したCD-R等1部を提出してください。

提出書類1 応募登録・申請書類、辞退届

祖 口 事 松		提出	部数
提出書類	様式	正	副
1-1 応募登録書 必要事項を記入し提出すること。	様式1-1	1	12
1-2 応募申請書 単独で申請する場合は様式1-1に、連合体で申請する場合は様式2-2 に必要事項を記入し提出すること。	様式2-1 又は 様式2-2	1	12
1-3 委任状 連合体で申請する場合は必要事項を記入し提出すること。	様式3	1	12
1-4 誓約書 単独で申請する場合は様式4-1に、連合体で申請する場合は様式4-2 に必要事項を記入し提出すること。	様式4-1 又は 様式4-2	1	12
1-5 法人等の概要 法人等の現在の状況について記入し提出すること。なお、連合体の場合は 全ての構成員個別の法人等毎に提出すること。	様式5	1	12
1-6 定款又は寄附行為 直近のもの。法人以外の団体にあっては、これに相当する書類。	_	1	12
1-7 法人等の登記事項証明書及び印鑑証明書 直近のもの。法人以外の団体にあっては、これに相当する書類。 なお、提出日において発行の日から3月以内のもの。	_	1	12
1-8 役員名簿 法人等において役員と位置づけている者全員の名簿。ただし、法人でない 団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	様式6	1	12
1-9 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税 の納税証明書 直近3決算期又は3事業年度分を提出すること。 法人税申告書の写しは、別表1、別表4及び別表5の部分のみ提出すること と ※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税の猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可証明書」又は「徴収猶予許可通知書」等	-	1	12
1-10 財務状況表 直近3事業年度分。	様式7	1	12
1-11 賃借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し 直近3事業年度分。 作成義務のない法人等にあっては、これに相当する書類を提出すること	_	1	12

1-12 社会保険等の加入状況の写し			
労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の直近1回分の労働保 険料の領収書の写し等。			
年金事務所又は健康保険組合発行の直近1回分の健康保険料の領収書の写	様式8	1	12
し又は厚生年金保険料の領収書の写し等。 加入義務がない場合は、様式6の「社会保険等の加入の必要がないことに			
ついての申出書」を提出すること。			
1-13 事業報告書、事業計画書			
直近のもの。	_	1	12
法人以外の団体にあっては、これに相当する書類を提出すること。			
1-14 都市公園又は都市公園に類似する施設の管理運営実績	様式 9	1	12
実績のある法人のみ提出すること。			
1-15 主たる公募対象公園施設又はそれに類似する施設の管理運			
営実績 実績のある法人のみ提出すること。	様式10	1	12
1-16 文化財の保存活用又は整備の計画に関する受注実績	様式11	1	12
実績のある法人のみ提出すること。			
1-17 協力法人通知書(設計業務)	様式12	1	12
設計業務を協力法人に委託する場合に提出すること。	AC- (12		15
1-18 文化財の保存活用又は整備の計画に関する受注実績(協力法 人用)	様式13	-1	10
設計業務を協力法人に委託する場合に提出すること。	依式[13	1	12
1-19 協力法人通知書(整備工事)			
整備工事を協力法人に委託する場合に提出すること。	様式14	1	12
1-20 計画調整局への確認事項	₩±1г	1	10
所定の問合せ先の確認を受けた上で提出すること。	様式15	1	12
1-21 選定結果通知用封筒一式			
第一次審査に通過した応募者は第二次審査時に、長形3号封筒に選定結果	_	1	_
通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手を添付したものを1通提 出すること。			
1-22 応募登録・申請に対する辞退届	10%		
応募登録又は応募申請を辞退する場合に提出すること。	様式24	1	

提出書類 2 公募設置等計画等

田川事業		提出部数	
提出書類	様式	正	副
2-1 公募設置等計画 タイトルは「難波宮跡公園(北部ブロック)及び難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 公募設置等計画」とし、申請者名を記載すること。	様式16 (参考)	1	17
2-2 収支計画書 必要事項を記入し提出すること。	様式17	1	17
2-3 資金調達計画 必要事項を記入し提出すること。	様式18	1	17
2-4 特定公園施設の整備に係る費用内訳書 必要事項を記入し提出すること。	様式19	1	17

2-5 利益配分金の提案書 必要事項を記入し提出すること。	様式20	1	17
2-6 価格提案書	様式21	1	17
必要事項を記入し提出すること。	13K+\21	1	11

(3) 応募に関するその他の留意事項

ア 応募書類の作成及び提出

応募書類の作成及び提出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ・ 使用する言語は日本語、単位はメートル法、金額は日本通貨とします。
- 応募に係る経費は全て応募者の負担とします。
- ・ 応募の受付期間終了後は、内容の変更、再提出及び差し替えを認めません。
- ・ 大阪市が必要と認めるときは、提出書類の修正や追加書類の提出を求める場合があります。

イ 応募書類の取扱い

- ・ 提出された応募書類は返却しません。
- ・ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、大阪市が審査結果の公表時及びその他必要と認める場合には、大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第11号)の範囲において、応募書類(イメージパースを含む。)の一部又は全部を無償で使用及び公表できるものとします。
- ・ 応募者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は設置等予定者として決定 した時から大阪市に帰属します。

7 審査の方法及び手順

設置等予定者の選定は、大阪市が都市公園法第5条の4第1項に基づき、全ての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う二段階で実施します。

(1) 第一次審査(資格審査)

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点に ついて審査します。

ア 応募資格の確認

応募者が応募資格の要件を満たしていない場合には、失格とします。

イ 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法令その他大阪市の示す基準を満たしていない事項がある場合には、失格とします。

ウ 公募設置等指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切であるか、大阪市が示す仕様を適切に実施できるかど うかを書面審査します。なお、記載されている事項について、内容確認又は調査を実施する場合が あります。審査の内容は以下のとおりです。

- ・ 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・ 記載すべき事項が示されていること

(2) 第二次審査 (プレゼンテーション審査)

第一次審査を通過した提案について、大阪市が設置する選定委員会において、ア 評価基準に沿って審査を行います。選定委員会の委員は以下のとおりです。

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
加我 宏之	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
國下 多美樹	龍谷大学 文学部歴史学科 文化遺産学専攻 教授
福西 佑介	公認会計士
堀田 祐三子	和歌山大学 観光学部 観光学科 教授
前川 歩	独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター 主任研究員

応募者は、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの日時及び場所は、第一次審査を通過した応募者に対して、事務局から連絡します。

全応募者のプレゼンテーション終了後に、審査委員による審査及び採点を行い、最高得点の者を最優秀提案として選定します。なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち提出された書類のみで審査を行い、対象者を5者程度に絞ることがあります。審査時間は、準備時間5分、プレゼンテーション15分、質疑応答30分の予定です。出席者は5名までとします。プレゼンテーションは、当初の提案に基づき実施することとし、提案書に記載のない事項を新規に提案することはできません。質疑応答でご回答いただいた内容は、提案の一部として取り扱います。

プロジェクターを用いてプレゼンテーションを行う場合は、パワーポイント形式を原則とし、作成したデータをCD-RまたはDVD-Rで事前に大阪市に提出してください。提出日は第一次審査結果と合わせて通知します。PC、プロジェクターは事業者にて準備してください。なお、プレゼンテーションの際には模型・パネル等の持ち込みも可能です。

新型コロナウイルス感染症予防のため、プレゼンテーションをリモートで行う場合があります。なお、その場合の実施方法については原則上記と同じ方法としますが、詳細については別途、応募者に連絡します。

ア 評価基準

計価基準			
評価項目	主な評価の視点		
基本方針		配点30点	
≪配点30点≫	・史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画・整備基本計画等の関	連計画を十	
	分に理解した計画となっているか (減点要素)		
	・都市公園やオープンスペースが持つ公共性を踏まえた上で、事業目的(進		
	化し続ける史跡) を達成する計画となっているか		
	・地下遺構を保存するための方針が明確に示されかつ適切か		
	・難波宮跡の歴史的意義を踏まえた上で、人々の交流を促進し難波宮跡の知		
	名度を持続的に向上させる計画となっているか		
	・難波宮跡を拠点に、来訪者を大阪府内の文化財をはじめとした歴史的な観		
	光資源へ誘い、都市の活力を持続的に生み出す計画となっているか		
	・北部ブロックの施設配置及び整備スケジュールは適切か		
事業実施体制		配点20点	
≪配点20点≫	・経営状況が健全で、事業を遂行するための能力を備えているだ)7	
	・事業実施体制(役割分担、職員配置、職員研修、マニュアル作	成など) は	
	適正に確保されているか		
	・災害や事故等の緊急時の体制は確保されているか		

事業計画	配点30点		
事業継続性	・事業継続性(目標指標の設定やPDCAサイクル)は確保されているか		
≪配点15点≫	・社会情勢の変化等の不測の実態発生時のリスク管理は適切か		
資金計画	・資金計画(施設整備や事業実施における事業収益と公的資金の活用)は実		
≪配点15点≫	現性の高いものであるか		
	・利益配分金に対する提案は実現性の高いものか		
北部ブロックの整備	計画 配点40点		
公募対象公園施設	・都市公園が持つ公共性を踏まえた公園利用者の利便性を向上させる施設		
≪配点20点≫	計画となっているか		
	・周辺の眺望も考慮し、難波宮跡の歴史的特性を踏まえ周辺環境とも調和を		
	図った施設デザイン計画となっているか、		
	・公園利用者の通行や周辺道路へ影響を及ぼさない配置計画となっている		
	カュ		
特定公園施設	・難波宮跡の歴史的意義を踏まえた上で、公園施設としての効用を最大限発		
≪配点20点≫	揮する計画となっているか		
	・多くの方々に難波宮跡の歴史的特性を広く伝え、多様な交流と活動を促す		
	計画となっているか		
	・地下遺構に影響を与えない計画となっているか		
各施設の管理運営計	計画 配点60点		
公募対象公園施設	・質の高いホスピタリティある、持続的な運営計画となっているか		
≪配点15点≫	・難波宮跡をはじめとした観光案内・情報案内機能は、魅力的な計画となっ		
	ているか		
特定公園施設	・施設や植生に応じて最適で、持続的な維持管理計画となっているか		
≪配点10点≫			
南部ブロック	・施設や植生に応じて最適で、魅力向上業務とも連携した効果的な維持管理		
≪配点15点≫	計画となっているか		
	・情報発信業務は、難波宮跡の知名度を向上させる効果的な計画となってい		
	るか		
魅力向上業務	・各段階(時期)に応じて、各ブロックを有効に活用し難波宮跡の知名度を		
≪配点20点≫	広く向上させる計画*となっているか		
	※南部ブロック情報発信業務による、難波宮跡の知名度向上は除く		
	・史跡と親和性のある取組を通して、多様な主体の活動により交流を促進さ		
	せる計画となっているか		
価格提案	配点20点		
≪配点20点≫	・特定公園施設の建設に要する費用のうち、大阪市の負担額の提案(市が提		
	示する上限額と提案額との差額・・・①)		
	・公募対象公園施設の設置に係る公園使用料の提案(提案額を事業期間で乗		
	じた金額・・・②)		
	・南部ブロック管理運営事業に要する費用の提案(市が提示する上限額と提		
	案額との差額を事業期間で乗じた金額・・・③)		
	 価格点=20点×提案額(①+②+③)/提案価格(①+②+③)の最高額		
	小数点第1位切り捨て		
合計	200点		
口口口	200点		

8 選定委員会の委員等への接触禁止

大阪市から連絡した場合や、本指針に定められた手続を除き、選定委員及び本件業務に従事する大阪 市職員、その他、本件関係者に対しての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格とな る場合があります。

9 設置等予定者の決定等

選定委員会は、各選定委員の採点の総合計を比較し、最高得点を得た公募設置計画等の提出者を設置 等予定者候補として、二番目に高い得点を得た公募設置等計画等の提出者を次点として選定します。

審査の結果によっては、設置等予定者候補、次点の両方又は次点について、該当者なしとする場合があります。大阪市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、設置等予定者及び次点を決定します。

10 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに応募者(連合体の場合は代表構成法人)に以下のとおり通知することとし、電話等による問合わせには応じません。

- 一次審査の結果は、令和4年6月中旬(予定)、メールにて通知
- 二次審査の結果は、令和4年7月(予定)、書面にて通知

選定結果は審査講評(概要)と合わせて、大阪市建設局ホームページへの掲載により公表します。審査内容及び審査結果に関する問合わせ、異議等については一切応じません。なお、選定結果や公募設置等計画等の概要については、大阪市の記者クラブに加盟する報道機関への資料提供、情報公開条例に基づき公開することがあります。

11 公募設置等計画の認定等

(1) 公募設置等計画の認定

大阪市は設置等予定者候補と協議を行い、都市公園法第5条の5第1項に基づいて公募設置等計画の認定をします。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。認定に当たっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて大阪市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合もあります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合等は、計画内容を変更していただく場合があります。

万一、大阪市が設置等予定者候補の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合や設置等予定者候補が辞退した場合は、次点の候補者が繰り上がるものとします。このことにより設置等予定者候補に損失が生じても、大阪市はその損失を補償しません。また、設置等予定者候補は大阪市に対し、一切の補償を請求しないこととします。

(2) 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざる得ない場合は、認定計画提出者は大阪市と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行うことができます。

大阪市は、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる 場合に限り、変更の認定を行います。

12 契約の締結等

大阪市と設置等予定者又は認定計画提出者(法人等を代表して契約を締結する権限を有する者)の間で、以下の契約手続き等を行います。

(1) 共通

本事業の円滑な実施のため、本事業の基本的な事項について定めた「難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業及び難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 覚書」(以下「覚書」という。)を締結します。

(2) Park-PFI事業

ア 基本協定

覚書の締結後、Park-PFI事業の円滑な実施のため、Park-PFI事業を実施するための基本的な事項について定めた「難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 基本協定」(以下「基本協定」という。)を締結します。

イ 実施協定

基本協定の締結後、大阪市が認定した公募設置等計画に基づき、大阪市と認定計画提出者との間でPark-PFI事業の実施に向けた協議を行い、事業実施条件や認定計画提出者の権利、義務等について定めた「難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 実施協定」(以下「実施協定」という。)を締結します。

ウ 建設・譲渡契約

実施協定の締結後、大阪市と認定計画提出者との間でPark-PFI事業の実施に向けた協議を行い、特定公園施設の建設や大阪市への譲渡について定めた「難波宮跡公園(北部ブロック)整備運営事業 建設・譲渡契約」を締結します。

エ 特定公園施設の引渡し

特定公園施設の設計及び整備工事(既存施設等の撤去・移設等に係る一切の工事を含む。)については、一旦、認定計画提出者の負担において施工し、原則として設計は令和5年度中に、整備工事は令和6年度中に工事を完了し、それぞれ期限内に大阪市が実施する完了検査を受けてください。完了検査に合格した後、大阪市に引渡してください。引渡しに伴い、大阪市に完成図書を提出するとともに、完成図書に基づき都市公園台帳資料を作成してください。

(3) 南部ブロック管理運営事業

ア 運営協定

覚書の締結後、南部ブロックの魅力向上業務を実施するための基本的な事項について定めた「難 波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 運営協定」を締結します。

イ 業務委託契約

年度ごとに、各年度の維持管理・情報発信業務に係る大阪市の負担額とその支出方法を定めた「難 波宮跡(南部ブロック)管理運営事業 維持管理・情報発信業務に係る業務委託契約」を締結しま す。

13 リスク分担等

(1) リスク分担

本事業の実施における主なリスク(南部ブロック管理運営事業の維持管理・情報発信業務は除く。) については、以下の負担区分とします。リスク分担に定めのない内容が生じた場合は、大阪市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

大阪市は、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる 場合に限り、変更の認定を行います。

		負担者		
リスクの種類	内容	大阪市	認定計画 提出者	
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響がある 法令等の変更による協定解除	協議事項		
佐	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響がある 法令等の変更による損害の負担		0	
	工事・維持補修・管理運営において、大阪市の要因で公 園利用者又は施設利用者等の第三者に損害を与えた場合	0		
第三者損害	工事・維持補修・管理運営において、認定計画提出者の 要因で公園利用者又は施設利用者等の第三者に損害を与 えた場合		0	
物価	公募設置等予定者決定後のインフレ、デフレ		0	
MI 0%	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議	事項	
金利	設置等予定者決定後の金利変動		0	
	公園条例の改正に伴う公園使用料(納付額)の負担		0	
公園使用料※1	公園条例の改正が収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項		
公園使用科	大阪市からの指示による連続して1月以上の休業	0		
	大阪市からの指示以外による休業		0	
	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		0	
不可抗力※3	自然災害等による施設・設備の復旧費用	協議事項協議事項		
	自然災害等による協定解除			
資金調達	必要な資金確保		0	
事業の中止・	大阪市の責任(予算不成立による場合を除く)による中 止・延期	0		
延期	認定計画提出者の責任による中止・延期		0	
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		0	
申請コスト	申請費用の負担		0	
引継コスト**1	施設運営の引継ぎ費用の負担		0	
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		0	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		0	
整備費の増大**1	公募対象公園施設及び特定公園施設		0	
	大阪市の責による運営費の増大	0		
運営費の増大	大阪市以外の要因による運営費の増大		0	
	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項		

	公募対象公園施設及び占用物件*1		0
施設・機器等の	特定公園施設(修繕費用100万円以下)**1		0
損傷 (修繕)	特定公園施設(修繕費用100万円超)**1、**4	0	0
	南部ブロック**2、**4	0	0
<i>体水</i> 子显 <i>仁</i>	大阪市の協定内容の不履行	0	
債務不履行 	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		0
性能リスク	大阪市が要求する仕様(水準を含む)の不適合に関する		
	₹ <i>0</i>		
	施設、機器等の不備による事故*1		0
 損害賠償 ^{※5}	施設、機器等の不備による事故*2	協議事項	
1月古 1月 1日	認定計画提出者の事業管理上又は施設管理上に帰責理由		
	があることによる事故		O
	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災		
運営リスク	等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク**1		O
	認定計画提出者の事業管理上に帰責事由があることによ		
	る運営リスク**2		
苦情・要望対応	施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		0

- ※1 Park-PFI事業にのみ係るリスク
- ※2 南部ブロック管理運営事業(魅力向上業務)にのみ係るリスク
- ※3 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象にあって、外部から生じた原因であり、かつ認定計画提出及び大阪市がその防止の為に相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ※4 管理運営に伴って施設等が損傷した場合、認定計画提出者に帰責事由があるときは認定計画提出者が、 それ以外は大阪市がそのリスクを負うものとする。
- ※5 認定計画提出者は、リスクに応じた保険に加入すること。

(2) 損害賠償責任

本業務の実施に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、第三者又は大阪市に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、第三者又は大阪市に賠償するものとします。

また、大阪市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

特定公園施設内での事故に関する賠償保険については、設置又は管理許可者である認定計画提出者 が加入するものとします。

14 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第 5条の8に基づき、大阪市の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、認定計画提出者の負担により、公募対象公園施設を撤去するなど、Park-PFI事業の対象である土地を原状回復(更地化)した上で大阪市に対して当該土地を返還してください。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去を行わない場合、大阪市は認定計画提出者に代わり撤去工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

15 担当

○Park-PFI事業に関すること

大阪市建設局公園緑化部公園課 (施設の設計・建設工事等に関すること) 大阪市建設局公園緑化部調整課 (管理運営に関すること)

○南部ブロック管理運営事業に関すること 大阪市経済戦略局文化部文化課

○連絡先

大阪市建設局公園緑化部公園課

住 所: 〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟6階

電話番号:06-6469-3842

Eメール: park-pfi@city.osaka.lg.jp